
平成29年 第1回 (定例) 吉 賀 町 議 会 会 議 録 (第5日)

平成29年 3月15日 (水曜日)

議事日程 (第5号)

平成29年 3月15日 午前8時58分開議

- 日程第1 一般質問
1. 大多和安一 議員
 2. 藤升 正夫 議員
 3. 三浦 浩明 議員
 4. 桜下 善博 議員
 5. 庭田 英明 議員
 6. 河村由美子 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 大多和安一 議員
 2. 藤升 正夫 議員
 3. 三浦 浩明 議員
 4. 桜下 善博 議員
 5. 庭田 英明 議員
 6. 河村由美子 議員
-

出席議員 (11名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 大多和安一君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桜下 善博君 |
| 5番 中田 元君 | 7番 河村 隆行君 |
| 8番 藤升 正夫君 | 9番 河村由美子君 |
| 10番 庭田 英明君 | 11番 潮 久信君 |
| 12番 安永 友行君 | |
-

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中谷 勝君	副町長	……………	岩本 一巳君
教育長	……………	青木 一富君	教育次長	……………	光長 勉君
総務課長	……………	赤松 寿志君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	宮本 泰宏君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	大庭 克彦君	出納室長	……………	谷 みどり君

午前8時58分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、ただいま配付いたしました議案第36号平成29年度吉賀町水道事業会計予算の差し替え、3ページと4ページですが、ありますので、おつなぎをします。

3ページは、第5条の表中の期間、限度額の錯誤です。期間が平成29年度から平成30年度までとなっておりますが、平成30年度から同じように平成30年度までということです。

それから限度額が797万円となっておりますが、正しくは553万5,000円です。そのように錯誤の訂正です。

それから、4ページは、第9条の（1）、職員給与費で開会前に訂正をお願いしたところですが、差し替えをこの際いたします。誤りは1,384万円のところを、正しくは1,625万5,000円です。

以上、3ページ、4ページを差し替えることにします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、議案第36号平成29年度吉賀町水道事業会計予算、3ページ、4ページを差し替えることにしましたので、各自で差し替えをお願いいたします。

また、先ほど局長のほうで確認をしましたが、議案第36号の平成29年度吉賀町水道事業会計予算の説明書の追加資料ですが、地方公営企業会計が、このたび初めてということもありますので、執行部のほうから資料をいただきましたので、21日の本会議前に全員協議会を開催して、

再度詳細説明を行って、その後本会議に移って審議する予定ですので、よろしく願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1番目の通告者、2番、大多和安一議員の発言を許します。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） おはようございます。私は、町営住宅の家賃ということで質問を1件だけします。

吉賀町まちづくり計画が更新される時期となりました。将来の人口予測が減少の一途をたどっており、寂しい限り、これは全国的なもので仕方がないことかも知れませんが、我が町もどんどん減っていくと、非常に寂しく思っております。ということで、絵に描いた餅と笑われるかも知れませんが、当町、吉賀町の人口を1万人を目指してというぐらいに、大きな明るい目標にしたらどうかと思っております。

現実だから仕方がないんですが、せめて目標には夢がないと、明るい夢がないとなかなかついていけないというところがあります。

そのためにも、ぜひとも吉賀町の人口を1万人を目指してという方向で動いていく必要があるんじゃないかなと考えております。

そして、今、町長とされましては、人口増の施策を各種実施しておられますが、なかなか実らず、逆に減少していくばかりです。その中でも、先日町のサッカー連盟の会合があり、その中で、真田グラウンド「よしかみらい」が年間1万4,000人を超える人たちが利用していることを知り、またサッカーのために多くの若者がこのふるさとへ帰ってきているのを知りました。一筋の光を見出した気がします。

そして、聞くところによりますと、吉賀町は災害が少ない町だからということで、マツダの部品を扱っている町内の自動車産業の会社に、マツダ以外の自動車会社からの引き合いがあったということも聞いていますが、働く人がいないから、働く人が少ないからということで、この話がつぶれたということを知っております。

吉賀町内はもちろんですが、他の市町村からも、吉賀町で働きたくても、住む家がないと、吉賀町には移住できないとの話も聞いております。

町長は、UIターン者及び町内就業者の住宅確保のため、民間事業者による賃貸住宅の整備のための助成をしたと、今年度からこの助成もされました。

また、施政方針の中で、町営住宅の整備につきましては、定住を促進し、高津川流域産材を活

用した快適な住環境を創出するため、吉賀町公営住宅等長寿命化計画により、建てかえを推進すると述べておられます。

幾ら町営住宅を建設しても、入居に際しての条件や家賃がべらぼうに高くてはなかなか入居できません。以前にも、私や同僚の議員からも町営住宅の家賃について、10万円を超えるというような質問もしましたが、あえてもう一度、この家賃について質問いたします。

夫婦2人で共稼ぎをしている世帯で、1世帯の年間の所得額が300万円以下の場合、また500万円以下の場合、800万円以下の場合、1,000万円以下の場合で、新築された町営住宅に入居するとした場合に、月額家賃がそれぞれ幾らになるのか。また、3年後とか5年後にはそれが幾らになるのかを伺います。

また、家賃の月額3万5,000円から5万円程度以下の公営住宅となると、町内でどの公営住宅に入居できるのか。それらの住宅の空室状況はどうか、あわせて伺います。

親と同居している若者が、結婚するに際して、新婚時代は親と少し距離を置き、別居したい、当面町営住宅で生活し、ある程度の時間が経過したら、親と同居する。そのため、3世帯住宅用に部屋を増築するために蓄えたいとの思いもあると思いますが、これは理解できるのでしょうか。

子育ての本家として、全国に先駆けた制度の拡充と、医療、福祉をさらに充実し、誰もが安心して生活できる吉賀町に、そして住宅環境を整備し、UIターン者を迎え入れ、1万人の吉賀町を創設するために、町長の裁量でできるだけ低額の家賃に、町営住宅の月額家賃が3万5,000円から5万円程度に抑えるような措置はとれないものか、お伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。それでは、きょうからまたあすまで、一般質問、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、1番目の御質問でございます大多和議員の町営住宅の家賃についてという御質問でございます。これにつきまして、御答弁申し上げたいというふうに思ひますけれど、まずその前に、町内の住宅の状況について御説明をしたいというふうに思ひております。

公営住宅につきましては、今、154戸ございまして、中原団地、中原第2団地、新横立団地、中山団地、新木部谷団地、木部谷第2団地、柳原団地、白谷団地、六日市団地、樋口団地、仲の原団地、柳原第2団地、とびのこ山団地といった住宅が設置されているところでございます。

公営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することを目的としております。公営住宅法にのっとりまして、住宅の整備や管理運営を行っておるところでございます。

低所得者に対しての住宅供給を目的としておりますので、入居の際には収入基準以下でないと

入居できないことになっております。家賃額も所得に応じて決定されるということになっておりますので、ハードルが全て高いというわけではございません。所得に応じた家賃の決定ということでございます。

入居後に所得が増加して、一定の基準を上回るといったこともございますので、そういったことになった場合は、家賃の割り増し、賃料の徴収といったこと、また住宅の明け渡し努力の義務などの規定が定められているということでございます。

また、家賃額につきましては、住宅の面積や立地場所、建築年度等のさまざまな数値を用いての算出になるということでございますので、住宅ごとに家賃が異なっておるということでございます。

新しい住宅が所得超過となり、割り増し賃料が課せられた場合、家賃額は高額になるということもございます。

やはりこういった法律に基づきまして運用するわけでございますので、制度の趣旨からすれば、やむを得ないというふうに思っております。また、家賃を計算する上で、最高金額となる世帯合計所得は310万8,000円、これ以上の所得がある場合は、最高の家賃が課せられるということでございます。

昨年完成いたしましたとびのこ山団地でございますけれど、月額13万1,800円になるということでございます。公営住宅法によりますと、家賃のため、町長の裁量権というものは認められておらないということでございますので、いわゆる住宅法にのっとりた住宅につきましては、そうでないものをつくっていかないと、町長の裁量権でということにはなかなかならないということでございます。

また、住宅の内容でございますけれど、今町内にありますのが、特定優良賃貸住宅19戸、これにつきましては、注連川団地と白谷団地、七日市団地、これが特定優良賃貸住宅でございます。中堅所得者に優良な賃貸住宅を供給することを目的としております。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、こういった法律にのっとりまして、整備や管理を行っておりますので、公営住宅とはまた趣旨が異なっておりますけれど、家賃もこれにつきましては低額となっておりますということで、家賃額は4万円から5万5,000円になっておるということでございます。

また、定住住宅45戸、これは溝上団地、グレースマンション、若者定住樋口団地、朝倉住宅、これにつきましては、溝上団地につきましては、元県警の社宅を買い取ったものでございますし、グレースマンションにつきましては、旧道路公団の宿舎を買い取ったものでございます。

定住住宅につきましては、吉賀町への定住促進を目的として、吉賀町定住促進住宅条例にのっとりまして管理を行っておりますのでございます。これまでの実績を見ますと、他の団体、今申し上げ

ましたように、所有していた物件を町が譲り受けて、定住住宅として活用しているということでございますので、家賃は3万5,000円から5万円ということになっております。

続きまして、公社住宅18戸があるわけでございます。これは、ユースパームむいかいち、それから福川の本郷住宅、これにつきましては、県の住宅公社が建築しておりまして、住宅の建築と家賃につきましては、先ほど申し上げました住宅供給公社が行いまして、住宅の修繕管理は町に委ねられておるというところでございます。

家賃は、低額でございまして、2万円から4万円になっておるということでございます。

問い合わせの夫婦2人の共稼ぎ世帯で考えた場合どうなのかということでございますけれども、公営住宅に入居するために、2人の年間所得の合計額が、227万6,000円以下となっていないと、公営住宅には入居することができないということでございます。

入居者の中に、同居される方に障がい者の方がいらっしゃるとか、いろいろな裁量ができる、そういったものに該当できるといったものにつきましては、所得基準がまた下げられるということがあるということでございます。

公営住宅の家賃は、原則いずれも4万円未満となっておりますけれども、入居後、3年後とか5年後に家賃はどうなるかということでございますけれども、超過料金を課せられない場合、所得が上がらない場合におきましては、住宅の経年劣化、古くなりますので、そういったものを考慮しながら、1年で300円から400円ずつぐらいの家賃を下げるができる措置が行われております。

また、月額家賃3万5,000円から5万円程度以下の公営住宅といたしましては、どこが該当するかということにつきましては、所得階層ごとに異なるということでございますので、細かいことについては、これだけの所得なので、じゃ幾らになるかということにつきましては、階層ごとに異なりますので、ここで全て申し上げるわけにはいきませんので、所管する税務住民課の住宅係のほうへ行かれば、自分の所得はこれだけなんだけど、住宅の料金はどのぐらいになるかということは、問い合わせただければ、お知らせすることはできるわけでございます。

また、空き室状況ということでございますけれども、公営住宅につきましては、空き室があり次第、入居者を募集しております。状況としては空き住宅の公募をすると、申し込みがありまして、すぐ入居が決まっておるという状況でございます。

今後も空き室があれば、随時募集を行っていきたいということでございます。応募が多い場合は抽せん、ない場合はそのままその方を入居させているということでございます。

また、年間の所得合計が227万6,000円を超える場合には、特定優良賃貸住宅もしくは定住住宅、公社住宅に入居は可能ということでございます。

吉賀町におきましては、長期的な人口減少等を見据えた公共施設の管理、運営を行うための公

共施設等総合管理計画を策定したところでございます。その中で、町営住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、計画的に建てかえ、更新を実施するというようにしております。

法律等で定められた中での対応でございますので、町長での裁量での家賃設定といったようなこと、家賃抑制といったことはなかなか困難であるということでございます。これをやろうと思えば、やはり町が単独の原資といいますか、経費をもってやらざるを得ないということでございます。そうしたことは、やはり財政の不効率化をまねきますので、やはり補助金があったり、起債があったりというような事業を取り入れて建築すべきであろうというように思っているところでございます。

賃貸住宅につきましては、大多和議員がおっしゃいますように、ライフステージにおける一時期の住まいとしての性格もあるとは思いますが、やはり就労のための住宅など、目的に応じた住まいの確保が必要であると考えているところでございます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、一時的にということ、七日市では間取りの狭い家をつくって、モデル的に提供しておりますので、これの利用状況、またそういった要望があれば、そういったものを建築を考えていかなきゃならないと思っておりますけれど、それは今後検討させていただきたいと思っておりますけれど、吉賀町におきましては、住宅貸し付けの利子補給、また個人の住宅建築への助成を実施しております。利子補給につきましては、低金利になりましたので、またそれにかわるものも考えていく必要もあろうかというふうに思っておりますけれど、そういったことを行いながら、民間事業者への住宅建築への助成、そして空き家の有効活用、住まいの確保に関しましては、複合的に取り組みを行っているところでございます。

これから引き続きこれらの施策を継続しながら、居住対策を推進していきたいというように思っております。

議員がおっしゃいますように、家がないということでございます。どんどんどんどん家を建てれば、それでよいのかと。これで人口構成が変わったときに、空き家がたくさん残れば、これがまた不良の施設ということになることもございますので、御不便をおかけしながらも、そうした住宅対策はしていきたい。また低所得者に対するということもございますので、用地の取得、また建築につきましては、用地はまだやっておりますけれども、新たに住宅を建てられる方への助成制度といったものは、今後検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でお答えを申し上げます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 若い人らから町営住宅へ入れないという悩みがわかりました。今、

年間227万6,000円ですか。それ以上とると公営住宅に入れないんだということで、今、町営住宅以外の住宅を探していると。

確かに町長さんが言われるように、建てればええというものでもないと言われることもわかりますが、今まさに帰ってこようとしている人たちが、住宅がないと。前にも同僚議員が質問されたこともあると思いますが、空き家を改修したらどうかということで、空き家への助成もされておるとは思いますが、なかなかこれも進んでいかないというところもあります。とにかく若い人たちがこちらへ帰ってきて、仕事ができるような、そういう住宅整備を促進していただきたいとお願いして、私の質問を終わらせてもらいたいと思います。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、2番、大多和議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 続いて、2番目の通告者、8番、藤升議員の発言を許します。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、2番目ということで、一般質問を行います。

まず初めに、町立図書館柿木分室の整備充実をということでお聞きをいたします。

初めに、図書館と図書室の使い分けをしてから、質問に入ります。図書館とは、独立した専用の建物において、図書などを収集、保存し、利用者のため閲覧、貸し出し、参考調査、これは図書館利用者が学習、研究、調査を目的として、必要な情報資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索、提供、回答することによって助ける業務となっておりますが、これらの奉仕活動を提供する機関であると言われ、図書室は、建物の一部を使って図書館と同様の活動をするとところという使い分けをして、質問を行います。

柿木には、独立した図書館と言えるものがなく、柿木公民館の図書室がその役割を担っています。この図書室を柿木中学校図書室へ移すことを提案するものです。

柿木公民館図書室は、島根県立図書館西部読書普及センターへ年に3回、1回につき300冊ほどの図書を入れかえにいき、現在900冊の県立図書館の本を含め、5,600冊余りの本を置いております。利用できる日は、平日と第2、第4の土曜、日曜とお聞きをしております。

年間の利用者数は150名を超え、図書の貸し出しも400冊を超えています。

ところが、柿木基幹集落センターの1室に多くの本が置かれていることもあり、その場で読むこともできますが、低い小さなテーブルでは難しさも感じます。公民館からは、その場で読書する方は、大変少ないとも聞いております。

一方で、吉賀町教育委員会は、吉賀町子ども読書活動推進計画を昨年11月に策定し、子ども読書を推進する環境を整える項目の中で、今後町立図書館の充実や分館の整備について検討を行うと同時に、学校図書館の整備、充実をあわせて図り、本や図書館が身近にある環境の整備に努

めますと、読書環境の整備を上げています。

あわせて、柿木中学校ホールの図書室は、もともと学校教育と地域社会の多様な学習活動との連携、融合を意図されたもので、1万5,000冊ほどを本棚におさめることができるように見えました。

また、建物内の段差もほとんどないバリアフリーとなっているため、ちょっと歩きづらさを感じる方にとっても、安心して利用していただくことができると思います。

柿木中学校校長からは歓迎の言葉をいただいております、直接的に学校管理に支障が出ないようにするなど、管理上の問題点を調整し、柿木における読書を推進する環境を整えることを求めます。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） それでは、藤升議員の柿木公民館の図書室機能を、柿木中学校へ移転したらいかがかという御提案にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃいますように、柿木公民館の図書室は、読書環境にふさわしいものとは言えないと、私も思っております。この図書館を柿木中学校へ移転すること、そうした構想自体は、地区民と学校、生徒とのふれあいも期待できます。まさに学校と社会教育が一緒になるという、学社連携というその実現につきましても、大きな一助になると思われまます。

しかし、中学校を図書室として一般開放するという事は、いろいろな問題がありますので、慎重に対応していくことが必要だと思っております。

まず、平日に図書館として一般開放すると、当然のように不特定多数の人が校内に入ることが想定されます。そのために、通路などにシャッターなどを設置しまして、部外者侵入を防ぎ、校内の安全確保を図る必要がございます。

しかし、学校が開いているときに、そういうふうな廊下の遮断ということをしていまして、生徒や教員の日々の動線が大変不便になります。今、議員がおっしゃいました予定箇所、学校の図書室への進入路は、3通りございます。当然のように、その3通りの進入口、どれもが校内につながっておりまして、しかもどこを遮断しても、教員、生徒の日々の動線に大きな影響を与えると考えられます。

そのため、柿木中学校図書室の一般開放ということにつきましては、生徒や教員に学校生活の不便さを与えることとなりますので、大きな課題が伴うのではないだろうかと思っております。

折しも、昨日、3月14日、柿木村地域振興協議会のほうから、吉賀町立図書館分館の整備、充実に関する要望が出されました。これは柿木村地域振興協議会におかれて、5回に及ぶ審議を経ての要望でありまして、これを尊重するためにも、図書館分室の整備、充実につきまして、前段で申し上げた子どもの安全保障、そういうふうな懸案事項を考慮しながら、今後実現に向けて検討していくのが肝要かと思っております。

なお、現在、公民館の再編に向けまして、コンサルのほうに調査を依頼しております。その結果が、今月末に出てくる予定になっておりますので、その結果なども参考にいたしまして、柿木地域への図書館分館というものについて考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 中学校へ持っていくことについて、安全上の問題もあり、難しいというふうにお聞きをいたしました。今、ほかの学校においても、一般の方々の出入りというのは、職員室の前の玄関口等を通じて入ってきておられます。そういう点から考えますと、本当に危険性がどこまであるのかということについては、改めて関係箇所、学校を中心にしたところと協議をお願いをしたいというふうに思います。

といいますのは、やっぱり大人と子どもたちとの触れ合い、先ほどもありましたが、そういうものの中で、生徒たちも成長します。中学校の図書室ではありますが、小学校の子どもたち、小学生もここに集う、そういうスペースなり空間の確保ということも念頭に入れて、再度協議をお願いをしたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） お答えいたします。

読書の大切さということは、これは本当、言葉を待つまでもございません。特に柿木地域の皆さんには、吉賀町、中央図書館に距離がございますので、なかなか不便な目にあわせているということは十分承知しております。

そのため、議員が最初におっしゃいました図書室ではなくて、コンパクトではあっても、図書館の設立が、つくるのがいいのではないだろうということをお先般、町長ともいろいろと話をさせてもらったところでございます。

先ほど申し上げましたように、公民館の再編につきましての調査結果が今月末出てまいります。そういうふうなものの中で、公民館の図書室機能をどうするかというふうなことを考える中で、図書館の設置について、検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 図書館の設置が望ましいのではないかとということで、その方向で検討していくという御答弁でしたので、次に続く質問との関連もございましたので、図書室に関しての質問は、これで置きたいというふうに思います。

続きまして質問に移りますが、柿木中心部の総合的な整備計画策定をということでお聞きをいたします。

最初に、老人福祉センターはとの湯荘と、柿木基幹集落センター等の状況に限って、まずお聞きをいたします。

吉賀町公共施設等総合管理計画、これが平成29年度から40年間を計画期間とし、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための計画ということで、ことし2月16日の町議会全員協議会において示されました。

この中で、公共施設の延べ床面積を、町民1人当たり面積の維持を目標に、人口が4割少なくなれば、施設全体の延べ床面積も4割減らすという、大変乱暴な目標設定がされております。この計画と、ことし初めに訪問した施設の現状から質問をします。

老人福祉センターはとの湯荘が建築されたのは昭和52年、1977年ということで、建築から既に40年を経過しようとしています。この間に、何回か増築工事も行われ、平成6年、1994年11月には、浴槽とその周りを増改築しています。

また、ここ10年間で屋根と屋上の修繕を初め、上下水温泉水関連の設備修繕などで1,000万円ほどが投じられています。

ことし2月に1階男子トイレの漏水修理がされましたが、昨年12月ごろからわずかな水漏れがあったと聞いており、ことし伺ったときは、スリッパを履いても足が濡れるほど大量の水がトイレの床に流れていました。

このほかにも傷みが多い床と壁、雨漏り、温泉配管等の目詰まり、駐車場と駐車スペースの目地、内側から鍵のかけられないトイレ、食堂側にはトイレがないなど、多くの課題を抱えています。

一方で、平成27年、2015年12月議会の全員協議会において、株式会社エポックかきのきむら経営診断改善計画策定支援業務の報告が、株式会社地域事業再生パートナーズ代表取締役今若明社長よりあり、はとの湯荘について、

はとの湯荘、これは施設としてはなかなか難しいですが、私が着目したのはこの湯です。類まれなる湯の風合いと泉質に非常な価値を感じました。ちょっと中略しますが、アトピーに悩む方々は、全国、特に山陽方面に多数おられます。温泉の効果、効能を大学や試験研究機関と調査をして、こういう効能が大学のほうからデータとして根拠としてもらいましたというような評価もして、山陽方面に情報発信をして、この温泉に入ろう、子どもや孫を連れてこようと思うような場所にすることが大事なところであり、地域の方々の健康、福祉にも資するのではないかと感じました。

と述べられました。

報告書の概要版にも、取り組みとして4点上げられています。一つは、老朽化するはとの湯荘の改築、吉賀温泉かきのきむらとしてリニューアル整備の実施が一つ、2つ目に、泉質の効能

としてアトピーに悩む方々から、その効能を評価を評価する声あり、3点目に、大学や試験研究機関と連携して泉質の効能や効用の機能性分析、4点目に温泉が少ない広島エリアには、効果的な地域資源であり、その泉質を活用すべきということでした。

想定される効果としては、はとの湯荘の類まれなる湯の風合いと泉質の活用は、幅広い住民の利用を通じた健康福祉の増進とともに、交流人口の維持拡大が上げられております。

入り込み客は、5年前の2011年、3万6,000人から、昨年が2万6,000人と2割5分ほど減少しておりますが、一昨年と比べると、一月に50人、1日当たり2人ほどの減少にとどまっております。耐震診断を行い、改修の方向性を出さなければならない施設と考えます。

はとの湯荘から国道へ向かっていきますと、特別養護老人ホームとびのこ苑、かきのき保育所と続き、国道187号線沿いに柿木基幹集落センターがあります。ここは、昭和53年、1978年に建築された建物で、新耐震基準が施行された1981年以前に整備された建物に該当しますが、床面積が少ないため、耐震関連の法律で言う耐震化に努める特定建築物には該当しておりません。

先ほど紹介した町の公共施設等総合管理計画では、耐震補強の検討の対象と表示されていませんが、不特定多数の人が利用する施設であり、耐震診断を行い、大きな地震に対して、耐力があるか、調査すべき建物だと考えます。

施設そのものは、平成27年度から順次トイレ改修が行われており、よくなっていますが、玄関からの段差もあり、床もPタイルが徐々にはがれ、集会室の壁紙もあちこちがめくれております。

この基幹集落センターには公民館が入っておりますので、この点についても申し上げますが、教育委員会は、先ほどありましたように、今年度、吉賀町公民館施設整備基本構想策定支援業務を公募型プロポーザル方式により契約し、社会教育法第20条で規定する「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」ことを達成するため、今後の社会教育における全町的サービスのあり方を初め、老朽化した施設の整備や機能移転等にかかる計画策定を内容とする業務委託を行い、公民館施設に関する基本構想を、先ほどの御答弁では今月いっぱいということでしたが、策定をしつつあります。

以上、この2つの施設等につきまして、耐震診断を中心に御答弁を求めます。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 藤升議員の柿木中心部の総合的な整備計画策定、はとの湯荘のことを含めてでございますけれど、それと、基幹集落センター、この2点だというふうのように思っております。

ます。

その前段、図書館の話がございましたけれど、私のほうにございませんでしたので、ちょっとほど言及させていただこうかと思えますけれど、昨日、地域振興協議会の会長のほうから、先ほど議員がおっしゃいましたような中学校へのということがございました。

そのときお答えしたのは、やはり中学生の蔵書と一般の方の蔵書というのは開きもございませし、やはり、平日、不特定多数の者が入られるということは学校の安全上どうなのかということもございませし、先ほど教育長がお答えいたしましたように、今の公民館のあり方検討といったこともやっていますので、そういったことは考えていかなきゃならない。

図書館というより図書室ということなので、議員がおっしゃいますように、非常に利用者数も少ないし、400冊を超えておるといいますけれど利用冊数も少ない、私個人でも年間70冊ぐらい読みますのでどうなのかと。やっぱり施設がきちんとしていないからそれだけの利用がないということも裏づけてあるんじゃないかなろうかというように思えますけれど、実際どれだけ利用があるのかということも、やはり考えていく必要があるんじゃないかなろうかというように思っております。

それでは、はとの湯荘でございませけれど、老人福祉センターのはとの湯荘につきましては、議員が御指摘のとおり、昭和52年度の建築から既に40年を経過しておるところでございませ。

議員がおっしゃいましたように、トイレのほうに水が流れるということにつきましては、地元の方から私のほうに直接電話がありましたので、担当課のほうには早急に対処するようにという指示をしておったわけでございませけれど、大変あちこちが傷むもので、担当部署としてもどういった形で整備すれば今後につながるのかというようなことも考えながらやっておりますので、多少遅れてきたという部分もあったのではなかろうかというように思っております。

当初は老人福祉センターとして利用しておりましたのを、ああして増築というようなことでやってきたものでございませ。平成6年度に大浴場を増設し、以来、主目的は温泉施設として今日まで利用されてきておるといふことでございませ。

先ほど申し上げましたように、近年は老朽化等による修繕も多くなっておりまして、源泉も含めた修繕や補修などの費用は平成21年度から27年度までで1,000万円を超えておるといふ状況でございませ。

また、公共施設と総合管理計画におきまして、耐震補強は要検討となっておりますので、耐震診断を行う施設として認識はしておりますけれども、今後どうしたほうがいいのかということも考えていかなきゃいけませんので、ただ耐震工事をやると、それがよいのか、また新たな建てかえがよいのかというようなことも含めて検討していく必要があるのではなかろうかというように思っております。

また、泉質のPRについてのお話でしたが、やはり経営診断改善計画によりまして、こうして提案されております施設の状況から、今後のあり方、また、方向性といったものを定めた後に施設の有無について判断していこうということでございますので、今の施設をまた改善するのか、それとも建てかえるのか、またどうしたことがいいのかというあり方について、根本的に検討していく必要があるかというように思っております。

また、基幹集落センターでございますけれど、これにつきましても同じように改善をやっておりますけれど、施設が老朽化しております。公民館施設整備基本構想策定支援業務、いわゆるあり方検討をしていただいておりますので、この報告が出たときに検討する必要があるかというふうに思っております。

今のものにつきましても、公民館をもう少し使いやすいところへ、今言うように、いわゆる地域間交流施設、あの空き地が、旧柿木中学校の校庭が空いているので、そこへ公民館を移してくれないかというような地元からのお話もお聞きしておりますので、これにつきましては、全て、温泉施設、また、公民館施設、そういったものも含めながら今後の総合的な検討を加えていく必要があるかというように思っておりますので、そういったことを検討していきたいというように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 総合的な検討を考えているということでしたけども、最初の質問の残りがございますので、それを申し述べて、その点についてまた質問をしたいと思えます。

先ほどの基幹集落センターから今度は国道沿いに吉賀町の柿木庁舎へ向かっていきますと、高津川にかかる柿木大橋がありますが、ここを渡りますと、先ほど町長も言われましたが、旧柿木中学校を改修した地域間交流拠点施設エコビレッジかきのきむらがあります。ここは、昨年実施した耐震診断で、大規模な地震で倒壊する可能性が高いという判定結果であり、現在は利用を中止し、今後の方向性というのは白紙の状態となっております。

さらに、施設そばの元グラウンドには、ここを横断する水道管から漏水があったり、閉鎖された元の柿木歯科診療所もあります。

これらの施設、用地と、先ほど申しました、はとの湯荘、柿木基幹集落センター、これらの一体的に捉えた整備につきまして、関心を持つ幅広い関係者とともに検討をすることを提案をいたしますが、この幅広い関係者とともに検討ということについて、町長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 先ほどに続いてでございます。

地域間交流拠点施設を含めたあの場所ということでございますけれど、先ほど申し上げました

ように、公民館、また、はとの湯荘、そういったものが老朽化しておりますので、これのあり方を検討しなきゃならないし、ああして今は小さな拠点づくりということでございますので、学校校区単位でいろんな物事を進めていこうということをやっております。

そういった中で、やはり柿木地区におきましては、そういった施設がある、老朽化して物をどうしていくかということはそういった課題となっておりますので、私どもとすれば、今の施設、また、隣に歯科診療所の今使っていない部分もございますし、そういった施設、総合的に対処していかなきゃならない。ただ、これを、それじゃいかがいたしましょうかという形で、白紙で、いわゆる柿木地域振興協議会というのがございますが、柿木で事業をやればあちらに図らなければならないというようなことになっておりますので、そういったフリーハンドでお願いするのか、それとも、私どもとすればこういったことを考えておりますけれどもいかがでしょうかというような形でやるのか、そういったことも含めて、私ども執行部内で関係機関を集めて検討しながら、協議会のほうへ提案していこうというように考えております。

やはりそういったことでございますので、多少、時間はかかるかと思いますが、丁寧な対応をしていく考え方でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。

はとの湯荘の話に戻りますが、耐震診断等でいけないというふうになった場合、これはあくまでも私の個人的な私案ですけれども、今のはとの湯荘を柿木の基幹集落センターへ持っていく。そのときの温泉配管につきましても、詰まったらまた掘り起こしてやりかえるという形式ではなく、管そのものを抜き差しするという工法がとれないかというふうに考えております。

また、この基幹集落センター内における公民館ですけれども、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、旧エコビレッジかきのきむらのある場所への移転、そういう中で、施設全体を本当に必要なものをしっかりと凝縮するというような形で、公共施設等総合管理計画にも沿うような形で、本当に必要なものは何かというものを改めて検討し、形づくっていくのがよいというふうに考えております。

また、丁寧な対応をしたいということで、本当に大事なことだと思います。そのときに、ことし男女共同参画の講演会がありました、その中で講師の方が言われていたのは、幅広い年代層と男子女子の割合のことを言っておられました。といいますのは、避難所の運営等についてのことで言っておられたんですが、私はそのことが今の施設の整備全体を捉えるときに、施設をこれから使っていくのは若い人たちであります。そういう人たちの思いも反映したものをこれからつくっていくかなければならないというふうに考えるためであります。

もう一度お聞きをいたしますが、この整備計画を考える際に、そうした幅広い年代層なり、男

女の方々の意見を少しではなくしっかりと受けられる形で検討を求めるわけですがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 先ほど私見を申し上げられましたけれど、人の考え方はよく似かよるもので、以前、うちの職員のほうから基幹集落センターのほうにはどの湯を移したらという話がありましたけれど、そういうあるものをただ使えばいい、つくったそもそもの目的が違うので、あと使い勝手が悪いというようなこともあるんで、そういったことありきでなしに、もう少し幅広いことで考えていく必要があると思いますし、また、議員がおっしゃいましたように、やはり人に使ってもらわなければなりませんし、皆様から利用できる、愛される施設とする必要があります。

そうした意味で、幅広い方々からの御意見をいただき、そして、これから使っていただける若い方、特にそういった意見も取り上げてやる必要があるというように思っておりますので、今後こういった形でやるかということにつきましては、そういった御意見は取り入れながら、柔軟に、また幅広く、総合的な見地から検討させていただくということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。ちょっと誤解があっちゃいけないので。

私が先ほど申したのは、あくまでも建てかえるという前提で質問の中に取り入れたわけですので、建てかえないという場合については条件が異なりますので、今あるところに持って行ってつくるといようなことではございません。

なぜそのようなことをいうかと言いますと、はとの湯荘そのものを長期間にわたった休館をするということに対しての懸念もございますので、提案をしたものであります。

続きまして、次の3点目の質問に移りたいと思います。

急いで危険な空き家への対策をとということでお聞きをいたします。

町内には空き家が徐々にふえてきており、その中の幾つかは危険な状態へと進んできております。このような中で、国においては平成26年11月の臨時国会で空き家対策特別措置法が成立し、平成27年5月に完全施行されました。この法律は、適切な管理が行われていない空き家などが、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、市町村による空き家等対策計画の作成をはじめ、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的としているものであります。

そこで、まず、町内の空き家の状況について、現在、町が把握している空き家が各公民館単位で何軒あるかということと、空き家バンクに登録されて契約が成立した軒数とまだ成立していない家の修理が必要な程度別の軒数が各公民館単位で何軒あるかをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、いわゆる危険建物についてのお問い合わせでございます。

公民館単位で空き家等の把握状況をということでございますけれど、現在、町が把握しております空き家につきまして、27年度に実施した調査の結果でございますけれど、蔵木公民館の区域内が81軒、六日市公民館区域内が146軒、朝倉公民館区域内が65軒、七日市公民館区域内が99軒、柿木公民館区域内が97軒で、合計で488軒となっております。

また、空き家バンクの登録状況でございますけれど、登録がされて契約が成立した家の軒数でございますけれど、蔵木公民館区域が22軒、六日市公民館区域が27軒、朝倉公民館区域が6軒、七日市公民館区域が20軒、柿木公民館区域で25軒で、計100軒となっております。

成立していないうちの大規模修理の必要な軒数につきましては、蔵木公民館区域が2軒、七日市公民館区域が4軒、柿木公民館区域が2軒の計8軒でございます。

成立していないうち、多少の改修が必要な軒数につきましては、蔵木公民館区域が5軒、六日市公民館区域が2軒、朝倉公民館区域が1軒、七日市公民館区域が1軒、柿木公民館区域が1軒の10軒となっております。

修理が必要な軒数につきましては、朝倉公民館区域で2軒、七日市公民館区域で1軒、柿木公民館区域で1件の計4軒、こういう状況になっております。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） ありがとうございます。

それでは、つきまして古い空き家になりますと倒壊や屋根・外壁の剥離・飛散、屋根から落ちる雪による危険、衛生上の問題、手入れされない植木による道路通行上の障害、景観を悪くするなど、さまざまな悪い影響をもたらします。これらの空き家の中で、すぐにでも対策が必要な家屋もあります。

ことしの雪で朝倉小学校近くの空き家から屋根に積もった雪が通学路の歩道中央へ一気に滑り落ちたと思われるところがありました。何らかの対策を打たなければ、子どもたちが危険に遭遇しかねません。

また、朝倉郵便局に近い空き家では、屋根のトタンが何枚も風で吹き飛ばされています。多くは近くの田畑に落ちており、道路への飛散による事故につながる事がなかったのは幸いだと思えます。

しかし、これらの事象はたまたま事故につながらなかったにすぎないことです。対策に緊急性を要する空き家などへの対策を求めますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 空き家につきましては、議員おっしゃいましたようにいろんな事が起きておりますけれど、これの把握につきましては、いわゆる緊急性を要するというような家屋について、これにつきましては、担当者、また関係課の職員、巡回巡視をしながら近隣住民等からの通報により把握をしておるといような状況ですので、なかなか十分なことにはなっていないとは思われますけれど、やはり緊急性を要すると思われる家屋につきましては、これまで空き家の持ち主や相続人に対しまして、文書や面接により対象家屋の解体や瓦、木材、樹木等の飛散防止を行うよう助言指導をしてきたところでございます。

空き家につきましては、全国的に見ても年々増加の一途をたどっており、空き家を長い間放置しておりますと、家が傷み、また、衛生面、防犯面、防災上におきましても大変好ましくないという状況になるということが予想されます。

町といたしましても、空き家の把握に積極的に取り組み、今後は平成27年5月に全面施行されました空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた対策を講じていかなければならないというように思っておりますので、今後ともそういった漏れのないような、いわゆる事故につながることはないように対処するためには、鋭意努力してまいりたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 鋭意努力したいということで、その点についてお聞きをいたしますが、今後の中で、空き家等に関する施策についてのいろんな取り組みのスケジュール、例えば協議会でありますとか、空き家等対策計画の作成、その他具体的な対策等があると思いますが、どのようなスケジュールで臨もうとされているかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） スケジュールということでございますけれど、空き家等対策計画の作成につきましては、法律上任意であるということでございますけれど、全国的に見ましても、作成している団体が全国で1,741市町村の中で107ということで約1割弱、また、倒壊寸前の空き家など、いわゆる特定空き家といわれる空き家を法律に基づき持ち主の変わりに市町村が解体を行う行政代執行を行った場合、国の補助を受けるためには、空き家等対策計画の策定が必要であるということとなっておりますので、町といたしましても、空き家の倒壊等危険度レベルの策定や倒壊寸前の空き家など、特定空き家の認定方法については、あらかじめ空き家等対策計画に明記しておくことが望ましいということですので、できるだけ早い時期に策定できるよう、調整を行ってまいりたいというように思っております。

協議会につきましても、法律上は任意設置となっておりますので、先ほど申し上げましたように、全国的に見ましても1,741市町村中251ということでございます。よそがやらないからやらなくていいという問題ではございませんので、先ほど申し上げましたように、そういった

協議会を設置しながら、倒壊寸前の空き家など、特定空き家の認定に当たりましては、建築、土木、法律等の専門的な分野に知識のある方々をお願いして構成して、協議会といったものを設置していこうということの必要性を考えておりますので、早急に設置出るように関係機関と協議を行いながら調整してまいりたいというように思いますので、何月までということはまだ申し上げられませんけれど、担当課ではそのようなことを検討しておりますので、皆さん方に遅いと言われないような程度に頑張っていこうというように思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。

早急に協議会等についても検討していかれるということですが、この協議会につきましては、専門的な分野の方々にも入っていただくということであったり、また、先ほど言われました特定空き家、いわゆる最初に言いましたけど危険な分野でありますけども、倒壊もしくは保安上の危険となるとか、衛生上の問題、景観上の問題、生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態であるというのを特定空き家と言っていますが、これらの対策を打つために、行政からの指導等含め、また、あくまでも民間の持ちものですので、法律上の問題等も十分考えなければならぬということ、そういうことを考えていきますと、吉賀町のように小さいといったら言い方は悪いんですけども、職員の限られた中でやっているところにおいては、また、住民の中にもそういう専門性を十分有していて行政に協力できる人がどのくらいいるかというのは大変不透明なわけですけども、吉賀町だけで取り組むということだけでなく、少なくとも益田圏域、こういう範囲での設置ということについても、ぜひ検討をして、やるというのがより実効性のあるものになるのではないかというふうに、今、協議会のことですけども、あると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 広域でということも考えられるかと思っておりますので、今度、広域の理事会等で提案をしてみたいとは思いますが、やはり、町村それぞれ実情が違いますので、なかなかこれも、いわゆる介護関係の認定とは違う部分がございますので、やはり吉賀町でできる範囲、知識的なものは広域の中にお住まいの方なり、行政機関からお願いしなきゃならない部分があるかと思っておりますけれど、早急にそういった形でどうした形ができるのかということに対処していこうというように思っております。

そういうことで、話しては見ますけれど、できるだけ自前でやれることを考えていくほうが早く解決するんじゃないかろうかというように思っておりますので、そのように対応していきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。

県におきましては、一般財団法人島根県建築住宅センターが県全体の空き家等に関する相談窓口にもなっております。こちらともいろんな情報等もいただけることとは思いますが、特に急いでいただきたいのは、通学路の危険な空き家であります。そののところにしっかりと目を向けて対策をしていただくよう申し述べて質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、8番、藤升議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前10時18分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

3番目の通告者、3番、三浦議員の発言を許します。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） それでは、通告書に基づきまして、2点、町長に質問いたします。

まず1点目の今後の経済対策はということですが、経済イコール景気対策という意味合いになりますが、質問したいと思います。

過去3年前からの本町の建設事業におきまして、七日市小学校、柿木の小水力発電、真田グラウンド、彫刻の道、町営住宅、また、これからオープンしますサクラマス交流センター等、これらのインフラ整備、また経済観光につながる建設を手がけてきました。

これに伴い、前々から5カ年計画では、吉賀町としても人口ビジョン、または総合戦略等のいろいろな施策を立てているところではありますが、そういった目標達成のために、今、申しました建設事業、そういったものが個人的に、主にはある程度そういった計画に対して、総合戦略等の計画に対してそぐっているんじゃないかと、個人的には思われます。

ただし、こういった事業をやっていくにしまして、やはりどこの、この町だけではなしに、どこの全国的に市町村にしてもそうですけど、やはり失敗例といったことも、もちろんあると思います。

そういったことも含めまして、個人的に言えば、今の5カ年計画におきましては、いい水準といますか少しずつ推移しているんじゃないかということが言えるんじゃないかと思います。

ただし、結局は人口問題にどうしてもつながってきます。人口増加イコール、やはり町の経済対策に、景気対策になると思いますんで、その面をいいますと人口増加に対しては、まだまだいろいろな施策を立てて、てこ入れをしていかなければならないんじゃないかといったところで、町長に質問したいと思いますが、今後、この町をまだまだ活性させるためには、やはり経済をバ

ランスよく回していくためには、やはり人口、住宅、仕事、こういった三要素がそろわなければ、なかなか経済状況も上がったたり下がったりということで、難しいところがあると思います。

そういったところもありますんで、今後、町長の思いの中で、今、申しました建設事業を初め他の事業も含めまして、町の発展につなげる景気対策の町長の思いをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、三浦議員の今後の経済対策はということでございますけれど、経済、いわゆるこれからの吉賀町につきまして、どういった事業を行っていくのか、必要性があるのかということにつきまして御答弁させていただきたいと思っておりますけれど、日本が人口減少社会に突入してから、日本全国で人口対策に苦慮しております。

吉賀町におきましても、議員の言われますように、人口減少対策は今後の大きな課題であるということは自明の理でございます。相当の覚悟での、てこ入れが必要だということは理解しております。

議員は、活性化の三要素として、人口、住宅、仕事を上げておられますけれど、ある意味理解するところでございますが、人が定住するには、さまざまな考え方や条件があることでございまして、これをやらなければ解決ということには、なかなか、これをやれば解決といったことには、なかなかならないのではなかろうかというふうに思っております。

人口減少は、この町では住み続けたくない、子育てしたくないという、深刻な指標であるというように理解しながら、右肩上がりでの世の中で、これまでやってきました自治体経営から、どのようにして今度は右肩下がりの状況の中、対処していくのかということが大事になってくるというように思っております。

人が住み続けていくためには、まず、その町が安全で安心できる町ではなければなりません。住むための住居も必要であります。これにつきましては確立されたものではございません。終の棲家なのか一時的なものなのか、こういったある程度の利便性も必要でございますし、文化を共有できる施設や情報も必要でございます。

先般、彫刻の道で彫刻を設置いたしました。その後、いわゆる文化的なものがない町に、こういった施設をつくってくれてというお電話がありましたけれども、やはり住民の皆様方が、こういうのがないところでいろんなものを望んでおられるということが理解できたところでございます。

また、収入を得るためには職も必要でございます。こうしたことを充足するために、これまで、さまざまな事業を展開してまいりました。今後、建築事業を含め、これからの経済対策ということでございますけれど、どういったものを考えているかということでございますが、考えているということだけでなく、これから、廃止、改善、また改修、新規事業、こうしたやらなければなら

いものがたくさんございます。

先般、先ほど、2番議員の御質問の中にもございましたけれど、ああして施設を整備すれば、サッカーの交流人口が1万3,000人、1年間であったというようなこともございますので、そういった、いわゆる環境の整備も必要になってくるのではなかろうかというように思っております。

しかしながら、これには裏づけとなる財源の考慮が前提となることは必然でございます。これから、今、残っておりますものを地区別に、ちょっと列挙させていただきますと、柿木地区におきましては、今、平栃の滝の遊歩道の改修がございます。現在、これは浮き石が多いため危険なことで通行どめとしておるところでございますけれど、これを回復するためには、また多大な経費を要するということがございますので、今後、地元との協議が必要と考えておるところでございます。

また、菌床シイタケの栽培施設、今、担当課において検討中でございますけれど、これも老朽化しており、今の現在の場所でやるのが妥当なのかどうなのかということで、今、検討をしておるところでございます。

地域間交流施設につきましては、耐震不足により使用禁止にしております。これにつきましてはどうするのかということは、一つの大きな課題となっております。

先ほどもお話が出ました柿木温泉でございますけれど、はとの湯荘、施設が老朽化しておりますして、今後の検討が必要であるというように考えておるところでございます。

また、右ヶ谷のキャンプ場につきましても、老朽化が進んでおりまして、これもどうしたほうがいいのかという検討が必要となってまいるところでございます。

大野原の運動公園、これにつきましては、現状の施設の改修や施設のあり方につきまして、今後、検討していく必要があるというように思っております。

また、柿木の公民館につきまして、先ほども御意見が出ましたけれど、これにつきましても、あり方検討会の結果により検討していく必要があるというように考えているところがございます。

七日市地区につきましては、真田グラウンド、整備拡充の必要性があるというように考えております。非常に利用度が高いものでございますので、これも検討していく必要があるということ、また、真田ポケットパークにつきましては、遊具の増設によりまして児童公園化としていくように整備していくのがいいんじゃないかなろうかというように思っております。

ゴキの郷という施設がございますけれど、これも老朽化しており、検討の必要性があるのではなかろうかというように思っております。

七日市公民館、これにつきましても公民館のあり方検討の結果、検討すべきであろうというように考えており、朝倉地区につきましては、なつめの里交流館、これも施設が老朽化しておりま

すので、これを検討の必要があるのではなかろうかというように思っております。

朝倉公民館につきましても、公民館のあり方検討会の結果により検討していく必要があるというように思っております。

六日市地区につきましては、立戸のスポーツ公園、管理棟や設備の改修を行う必要があるというふうに考えております。みろく公園、これは整備の必要性を感じておるところでございます。また、先ほど申し上げました彫刻の道、これ引き続き整備の必要性があるというように考えております。

また、六日市温泉ゆ・ら・ら、これも経年劣化が見られまして、改修工事が必要となってきております。コウヤマキギャラリーにつきましても、経年劣化による修理工事が必要となってきております。

六日市公民館につきましても、公民館のあり方検討の結果を検討して対処する必要があると。地域活動支援センター、計画に基づき、これは実施する予定でございます。

また、防災公園といったものを、私は、今のヘリポートの隣接するところへ、町有地に災害時の対応ができるような機能を持った公園整備が必要ではなかろうかというように考えております。

また、旧領家旅館につきましては、今、改修が終わったところでございますけれど、前側の建物について、今後も改修し活用することが必要であろうというふうに考えています。

蔵木地区につきましては、水源会館でございますけれど、展示物も含めまして内容の再構築が必要と考えておるところでございます。水源公園につきましても、整備により鑑賞にたえ得る整備が必要であろうというように考えております。深谷公園と長瀬のキャンプ場、これにつきましては要検討というような思いをしておるところでございます。

こうして施設としては、いろいろありますので、今の状況と考え方を述べたところでございませうけれど、この対処に当たりましては、先ほど申し上げましたように、裏づけとなります財源また費用対効果等々考慮の上、決定しなければならないというように考えております。

また、町道の改良、舗装事業、林道の改修、改良、作業道の開設など、そういった事業も不可欠でございますので、これにつきましても担当課と協議をしながら対処してまいりたいと考えております。

また、新たに雇用の場もつくっていくことが必要であるというように思っておりますので、盛太ヶ岳の湧水活用、また米の炊飯事業等を行うことで、町内消費、雇用等の創出、そういったものをやる必要がございますので、地元資源等を活用した事業に対処してまいりたいというふうに思っております。

他方、吉賀町におきましても、人手不足の状況でございます。求人と求職者とのミスマッチの解消が大きな課題であるということでございますので、これらの解消に鋭意努めてまいりたいと

ということで、今後につきましては、こういったことに対処してまいりたいというように考えたところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 今後の計画としまして、たくさんの課題があると、修繕、新築含め、あと雇用を含めということでお聞きしましたが、先日、町長の施政方針の中にもありましたけれど、子育て支援、学校給食また保育料、また医療の無料化と、そういった、また今後も継続していくと、そういったことも言われたわけですが、若干、話がずれるかもしれませんが、子育て支援につきましては、私も他県、町外からも、そんなにたくさんじゃありませんけど、いろいろな問い合わせといいますか、評判といいますか、そういったいろいろ情報を聞かせてもらいますけれど、やはり、これはやってよかった、なかなかいい施策だと思います。

先ほど、町長が言われました今後の修繕、特に修繕等、かなりの予算計上となっていくと思いますけれど、その中で、やはりひとつは大きさに言いますけれど、子育て支援、こういった事業を武器として人口を定住促進に向けて増加させるという一つの目標を立てていけばいいんじゃないかと思いますが、ただそれは、これまでの吉賀町は、なかなか、失礼ですけど、そういった事業に対しても、なかなか起きてこなかったということも反省点もあると思いますけれど、今、やはりそういった吉賀町総合戦略、人口ビジョンに対しても、そういった、まずはこういったしっかりした事業を掲げておりますんで、また評判もいいことと思いますんで、やはりそれに合わせて、先ほどの空き家の件もありましたけど、兼ね合わせまして、やはり人口に対しての職も当然ありますし、住むところもないといけないと、やはりそういったバランスをとっていくのが一番大事なところであります、今まで、私も二、三年いろいろ聞いてきまして、Iターンの方とか、いろんな話の中で定住等空き家の関係で、いろいろ住むところがないと、そういったこともいろいろ聞いております。

やはり、先ほど言いました子育て支援、そういったものを武器として、まずは仕事になると思いますけれど、そういったバランスを行政のほうでしっかりとっていくと、それが一番大事じゃないかと思います。

町長、先ほど言われました雇用の面ですけど、雇用の面にしても、やはり今の現状、幾つかの企業が来られております。その中でも、やはり人材不足ということで外国人労働者を雇用したりとか、そういったことが今、目についているわけですけど、これは吉賀町だけではなく、全国的に、そういう状況に変わりつつあります。

そこで、やはり盛太ヶ岳の、先ほど言われました水を売買する等々の話もありましたけど、そういったことも含め、一つは小水力発電、そういった兼ね合いも含めまして、やはり町がこれをやるんだと、例えば農業をやるんだと、いろんな産業をやるんだと、そういった財政に、町の財

政に対しての安定的な雇用を生ませると、そういったことが、やはりPRできれば、また何回も言いますが子育て支援、そういったことも全部関連してきますんで、これは絶対人口増加に、目標におきましても、かなり成果が出るんでないかと思っております。

今からの計画はいろいろあると思えますけれど、もう一度新規雇用、仕事に対してですけど、この吉賀町ではこういった事業をやるんだと、これで安定させて人口をふやすんだと、そういった町長のお考えがあるか伺います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 今年度は、ああしてサクラマス交流センターというのを建築をして、もうすぐ完成でございますけれど、これらにつきましても、ああして町内業者を中心とした事業をやっておられます。

それは、ことしにつきましては、ああいった建築が、いわゆる重なったということで大工さんがちょっと足りないと、よそから来てというような状況でございました。こういったことが集中してじゃなしに、安定的に仕事が発注できるようなことは、やはり考えていく必要があるんじゃないかというように考えております。

また、子育て支援につきましては、施政方針にございますように、これからも続けていくと、これにつきましては、それなりの財源を確保しておるということでございますので、5年、10年でなしに、もっともっと続くようなことをしていかなきゃならない。

また、子育て支援につきましても、早くやっても後から追いついてくると、よそも必要性に迫られてやってきますんで、私は、きょうの新聞にも出ておりましたけれど、山に関してして木育ということがあるんでという話を担当課とはしておりましたけれど、町内に、なかなか製材所とか木工所というのがないので、そういった支援もできない部分があるわけでございますけれど、あらゆるいろんな方法で、子育て支援というのはできると思えますんで、そういったこともやっていかなきゃならない。

また、財政厳しいときに、高齢者の方々のタクシー券というのを廃止したことがございます。これも、一律誰にでもというのではなしに、やはり交通弱者に対してはそういったことの復活も考えていく必要があるんじゃないか、交通事情の悪い部分もありますので、そういったことも検討していく必要があるんじゃないかというように思っておりますけれど、先ほど申し上げましたように、職業紹介のところで人数が書いてない若干名とかいうのを入れますと、100人を超える求人がありながら、ミスマッチといいますか仕事についてない、ついてないというより求人なのに人が来ていただけないという状況が現状にございますので、そういったところをいかに解消するかということは検討していく必要があるんじゃないかというように思っております。

また、議員がおっしゃいますように、安定的に雇用していただく、そうすれば、やはり求人に応じられるんじゃないかろうかというように思っておりますので、そういった事業所に対しまして、どういったことが行政として支援ができるかといったようなことも考えていかなきゃなりませんし、よそのことで失礼なんですけど、邑南の瑞穂だったと思うんですけど、ここは、自治会の下にいろんな事業をやっておられて、自治会の下に会社をつくっておって、そこで、いわゆる融資というか会社をつくられた方が出資をして、空き家を改修して、そしてIターンとかUターンの方に貸すというようなことをやっておられました。

自治活動で視察に行くのであれば、ぜひ、こういうところへ行っていただきたいなというように思っておりますけれど、やはり自治会の会長のもとで、いろんな方が会社をつくりながらいろんな町を元気にさそうというようなことをやっておられました。

ぜひ、私どもとしても、そういったことができればいいかなというように思っておりますけれど、議員がおっしゃいますように、やはり若い方が安心して住める町にしなきゃならない、そのためには、求職と求人のミスマッチのないようなことをいかにできるかといったことも考えていかなきゃならないというように考えております。

お答えになるかどうかわかりませんが、そのようなことを解消しながら、吉賀町の定住に向けて対処してまいりたいというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） わかりました。

最後に一つ、これ、町外の島根県の浜田の施設の件なんですけど、先日、たまたまちょっとテレビを見まして、その例をちょっと、もちろん町長も御存じだと思いますけれど、浜田の福祉施設で、母子家庭に対しまして年間400万円助成すると、浜田で、たまたま福祉施設で女性の方が2名か3名かでしたか、テレビに出ていまして、その大阪と東北のほうですか、おられたんですが、なかなか、その施設、仕事に合わない方もおられるということもありますけど、やはり成立すれば、やはりそこでちゃんとした定住を、定住促進につながると、またその中には仕事のなれ、また結婚すると、そういったことも少しずつではありますけど、効果があらわれている面もあるようです。

この浜田の母子に対しての助成のことにに関してですけど、当町におきましても、町長は、そのあたりのこともお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 浜田につきましては、ああして合併して、旭と周りの近隣と合併しておりますけれど、浜田のほうにつきましては、障がい者施設等、先進的な施設を持っておられます。

そういったところへ、今のようにシングルマザーの方が浜田に居住されれば、それなりの支援を

ということだというように思っております。

そういったことで、ただ、それじゃあお父さんはどうなのかということもございますし、やはり、いわゆるペアレントという、いわゆるハーフペアレントなんですか、両親がそろってないという、片方がお育てになるといったことは、女性だけでなしに男性についても、そういったことはやはり必要でなかろうかというようには考えております。

それと、これは私がいつも思っていることなんですけれど、吉賀町に住みながら町外へ働きへいかれる、外貨を獲得する方、これに何らかのことは、何かこう報いることはできないかなというような思いはありますんで、そういったことも今後は検討していただきたいなというようには考えておるところではございますけれど、議員、おっしゃいますように、いわゆる収入が一定額行かないような家庭については、いろんな制度がございますので、そういった制度を活用しながら、またそれにのっとることができないようなものについては、今後、どうした条件の方でどういった支援ができるかということは検討する必要があるというように考えておりますので、全く議員のおっしゃることを否定するものではございません。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 最後にしたと思います。

いろいろな、これまで町長が言われるようにお考えもあると思います。やはり、前、町長が言われました、この町がもうかれば人は自然と寄ってきます。人口増加につながります。やはり、そのためには、いろいろな先ほども言いましたいろんな支援事業、そういったものも含めて関連して進めていけば人口増加につながり、また町の財政もよくなる、強い町になると思います。

ぜひまた、私たちもいろいろ提案したいこともありますし、そういったことも含めまして、この町の体力を、またつけるためにも、人口をふやすためにも、また、いろいろとお話もさせていただきますし、ぜひそれに向かっていろいろな施策を進めていただければと思います。

次、2番目の六日市温泉ゆ・ら・らの足湯跡の有効利用はということで質問いたします。

六日市温泉ゆ・ら・らの足湯跡が、そのまま今現在も放置されているように見とれるんですが、今現在、先日、ちょうど澄川喜一先生の彫刻の道の作品が設置されまして、それに伴いまして、また近々、4月末にはオープンすると、そういった計画も含めまして、やはり場所的にも今の温泉の、ゆ・ら・らの敷地内でそういった事業が行われるわけなんで、やはり、ゆ・ら・らというのは観光地と位置づけていいと思います。

やはり観光地となれば、人が県外から町外からやってくると、そういったことも当然あるわけですし、そうすれば、ゆ・ら・らの風呂に入る、食事をする、宿泊する、そういった中に彫刻の道もオープンすれば、生きてくるんでないかと、観光客もふえるんでないかなという考え方が、当然成り立ってくると思います。

やはり、今、言いました足湯跡は、どうしても玄関のすぐ隣にありまして、目ざわりになります。結局、よくよくいろいろ過去のことを聞きますと、教育委員会から始まって、いろいろそういった企画が出まして建設されたそうですけど、なかなかうまく行かないということで、そのまま放置されていると。

やはり、これも公金が使われているはずなので、町としても、ある程度の責任関連も生じてくるんじゃないかという観点からこの質問をしております。

とにかく、今、吉賀町も3年前ぐらいから観光事業に対しても力を入れるようになってきていると思います。まだ万全ではないと思いますが、ただ、今、せっかくの観光スポット、そういったところに、こういった目に余るもの、汚いということになるかもしれませんが、そういったものを、やはり他県から来た人に見てもらおうと、かなり印象が悪いと思いますので、早目の対処をしたほうがいいんじゃないかと思っております。

ということで、私としたり、この敷地がそんなに広くはないですけど、イベント会場をすとか、せっかく澄川喜一先生の彫刻の道の作品もありますし、また、中には森英恵さんと、やはり、この2名のことを考えますと、森英恵さんの何かそういった施設的なものを整備すとか、そういったもんがいいんじゃないかなとか勝手に思っておりますが、ポイントは彫刻の道がせっかくオープンするんで、この施設を、今の足湯の場所を目ざわりにならないようにどうしますかという質問であります。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 六日市温泉ゆ・ら・らの足湯の跡の有効活用ということでございますけれど、この足湯につきましては、平成17年度に屋外プールに設置されたということでございますけれど、これにつきましては、できてから一度も使われないということでございますので、これと噴水につきましては、私は失敗作の事業であったというように理解はしております。

しかしながら、ああして使われないまま置いてあったわけでございますけれど、玄関と同じ高さでフローリングの床が張ってあったということで、座るところにはガラス張りの天井をもって小屋が設置してありました。フローリングが腐食が進み小屋も倒壊の危険があるということで、平成26年に撤去をしたところでございます。

その後が、御指摘のように、玄関の入ったときは正面なので、玄関、右向いて曲がるわけでございますけれど、やはり一番見えるところでございますので、委員がおっしゃいますように、非常に印象が悪いということはございますので、これは対処をしなければならないということでございます。

今、ああしてコーンですか、バリケードを設置し、立ち入りを禁止しておりますけれど、この屋外プールにつきましては、ゆ・ら・ら本体と一体で整備してありますもので、部分的なコンク

リートの撤去というのは困難であろうというように考えておりますけれど、撤去した後も漏水しないような施工もできるかと思えますし、今後、これをどう使うのかということは検討する必要がありますし、温泉にふさわしいものをつくっていく必要があるんじゃないかならうかと思えます。

現在、ちょうどそこへ町民からいただいた、地下から出てきた木の芯ですね、そういったのが置いてありますので、これは、とりあえず正面に据えて、中が見えないというか、人が行けないように動かせば、とりあえずは、こう、外からは見ばえが何とか隠せるかなと思えますけれど、どうしても中から見えますので、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、温泉施設にふさわしいものを今度検討していきたい。

できるかできないかはわかりませんが、例えば砂湯にするとか、また、あそこへトロピカルなフルーツを植えるとか、何かそこでコーヒー出すような野外的な軽飲食ができるとか、いろんな考え方があると思えますけれども、うちらが考えるんでなしに、やはり専門的な方々に、あした施設の中にふさわしいものというものを検討しながら、議員がおっしゃいますように、見た目が玄関口でございますので、これにつきましては早急な対策を検討してまいりたいというように考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） わかりました。ぜひ、早急にやってもらいたいと思えますけれど、ただ、せかしているわけではありませんで、また二の舞を踏みますというか、全然効果のないものをつくってもらっても公費の無駄になりますし、また町民の方も、やはり不満に思うところもあると思えますので、いろいろ各課がありますので、いろいろなお話をさせていただき、これならというところで、早目がいいとは思いますが、やはり澄川喜一先生も、あれを見たらがっかりするところもあると思えますので、立場は違う、今、言われます町長の言うように、いろんな案を持って早急にやっていただければと思えますというところで質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、3番、三浦議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 引き続き、4番目の通告者、4番、桜下議員の発言を許します。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 4番、桜下でございます。私は2問通告をしておりましたが、1問目の公民館主事の採用試験についてという質問につきまして、取り下げをいたします。

理由は、昨年12月に、2自治区の有志から嘆願書が議会に提出されました。内容は、公民館の関係者の人事について、地元住民の意見を十二分に尊重し反映をしてほしいという要望の嘆願書でありました。

町には、平成18年に制定されました臨時職員・嘱託職員を含む職員の採用、昇格、異動に関

して、紹介、推薦はしないという吉賀町政治倫理条例が定められておりますという理由で、議会では、この嘆願書は受理をしませんでした。預かりという形になっておるといことであります。

この嘆願書が出ましたが、私は受理はしませんでしたが、私は、議員は町民の選挙で選ばれ、町民の疑問、不審に思うこと、関心があることを町民の代弁者として議会で質問することが責務の一つとして、過去3年間、信念を持って活動してきました。

公民館の人事で嘆願書が提出されるのは異例中の異例であります。私は信念に基づいて、嘆願書の要望であります公民館の人事についての7項目の質問を通告しましたが、質問の内容が、前段でも述べましたが吉賀町政治倫理条例で禁止されている人事介入に当たると判断しました。

議員として条例に違反することは、最もしてはいけないうちの一つであり、反省をし、この通告をしました7項目の質問を取り下げます。

議員として、勉強不足と未熟さを痛感しております。既に通告をしておりますので、以上の理由をもちまして、議長に取り下げの許可を願います。

○議長（安永 友行君） ただいまの桜下議員の許可願いについてお答えをします。

一般質問の通告の取り下げについては、議長の許可は必要としません。議員の発言のように取り扱いはしますので、次の質問事項に移ってください。

以上です。

4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） それでは、自治振興交付金についての質問をさせていただきます。

この自治振興交付金につきましては、平成23年度より自治活動、自治会活動を活性化し、町民と行政の協働によるまちづくりを進めるために制度が設けられまして、公民館単位の自治振興活動に人的、財政的支援を行うという趣旨で交付金が交付されておりますが、28年度、昨年4月1日より、その使途といいましょうか使い道が、制度が変わりました。

具体的にいいますと、2分の1が従来どおりの基礎枠、つまりハード事業です。例えば集会所の修繕、備品購入、地域活動の補助、そして新たに、残りの2分の1がソフト枠、活動枠といいまして、具体的には人口対策、空き家対策、町外との交流事業などの、いわゆる研修とか人材育成などに使われる地域課題の解決に向けた取り組みへの活動に交付、補助するということになりました。

その結果、私も、一昨年、自治会長会の会長をしておりましたが、私がするときは、この基礎枠につきまして交付金が足りないくらいに申請がどんどん出まして、非常に有効に使われておりました。もっとみやすく言えば、非常に使いやすい交付金であり、自治会活動に本当に有意義に生かされておりました。

しかしながら、これが平成28年度より、その使いやすかった基礎枠が半分になり、そしてそ

の半分は、いわゆるソフト枠、人材育成とかそういう研修事業とか、そういうふうにするように限定をされました。

本当に、自治会長さん、公民館長さんも大変困っておりましたが、町からその交付金があるということで、いろいろ自治会長会を開いて検討されましたが、これが、私が調べてみましたが非常に使いにくいという数字が出ております。

この自治振興交付金は、各地区に、六日市、朝倉、七日市、蔵木、柿木に150万円が一律交付され、それにプラスとして人口分だけが上乗せをされます。

具体的にいいますと、六日市自治会は238万5,000円、朝倉自治会は177万6,000円、七日市自治会は201万9,000円、蔵木自治会は175万9,000円、柿木自治会は206万円となっております。合わせて1,000万円であります。

これが今までは、27年度までは自由にといいましょうか、先ほど言いました基礎枠ということで、申請によりますが自由に使われておりましたが、これが、新たにソフト枠ということで、人材育成とか研修に充てるということで限られました。

そこで、調べてみましたら、六日市自治会では、これの申請段階です。実際に使われるかどうかというのはまだわかりませんが、申請段階では、六日市自治会は、基礎枠は99%、いわゆるソフト枠は91%の申請にとどまっております。

朝倉自治会におきましては、基礎枠は100%申請が出ておりますが、いわゆる新しくなりましたソフト枠、活動枠につきましては申請がゼロであります。つまり、88万8,000円は全く申請が出ておりません。申請が出てないということは、全く使われないということであります。

七日市自治会は、基礎枠が100%申請が出ておりますが、ソフト枠は65%になっております。申請が出ておりません。

蔵木自治会は、基礎枠が32%、活動枠にあっては59%しか申請が出ておりません。

柿木自治会は、基礎枠が100%、ソフト枠は96%にとどまっております。

これが、27年度までは、本当に自治会にとりまして非常にありがたい交付金ということで、金額が小さいぐらいになっておりましたが、新しく制度が変わりまして、今、上げた数字は申請段階であります。これは、ことしの2月24日までの申請ですから、残り1カ月ぐらいであります。つまり、ソフト枠は、朝倉自治会に至っては全く申請が出ておりません。88万8,000円が全くの死に金になっております。

これは、この質問をする前に、自治会長会とか、公民館の館長さんとか、いろいろ話を聞きましたが、新しくなりましたソフト枠というのが、なかなか使いにくいということで非常に困っておられました。と思ひまして、私は質問をさせていただきました。

このような本当に生きた、私は、交付金にならないと思います。町長の思いで、23年度より

総額で1,000万円という交付金を設け、それを自治会活動に生かすということで設けられた制度ですが、先ほど言いましたように、ある自治会では全く、交付されながら、使われていないという自治会もあります。

まだ1年も済んでおりませんが、この新しくなった制度を改めるべきではないでしょうか、町長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、桜下議員の自治振興交付金の使途についてということでございます。

お答えしたいというふうに思っておりますけれど、この制度につきましては、地域がやはり元気でないと、町も元気にならないということで、地域でいろんなことを考えていただきたいということで、担当課のほうへ指示いたしまして、私と違いまして、職員は頭がいいもんですから、いろんな制度を検討していく中で、結構、2年近くかかったわけでございますけれど、とにかくやってみれば何とかなるだろうと、それで、やっぱりやってみてからまた考えるということで、23年度からやることになったわけでございますけれど、当初、それを、制度をつくったときに、地区によってはやはり戸惑いがあるって、とんでもない金をつけてくれたばかりに、地域がもめるというようなことを言われた地区もございますし、事業ができないから街灯をLEDだけで済ませたということもございました。

そうした中で、やはりいろいろ考えながら、地域で考えながら事業をやってきたわけでございますので、私は効果としてはよかったというふうに思っておりますし、議員おっしゃいますように、今、使いにくいと言われるけれど、当初はどうしていいかわからないというようなことを言ったり、迷惑がられたわけでございますけれど、そうして使い方をもう少しと言われるまでになったということは、大変、私はうれしく思っておるところでございますので、これにつきましては、今から申し上げますけれど、23年度から5カ年の計画で制度化したものでございますし、28年度から新たに5カ年の制度として運用しておるものでございます。

当初の5カ年間ににつきましては、公民館単位の5地区に対しまして、5カ年で4,991万4,000円、当初、とにかく1,000万円ほど地域振興に配りましょうということをしたわけでございます。

これも、やはり人口等が少ない地区は非常に困るので、一応、基礎枠といいますか、固定枠をこしらえて、それに人口と世帯で上乘せをしておるというところでございますので、人口だけではなしに世帯数も入れております。

そういったことで金額を決めて、やはり隣の地区がそういったお金を使って地域のためのことをすれば、やはりそれなりに何もできないで放っておけば、やっぱりその地域のマイナスになり

ますので、それは使っていただけるんじゃないだろうかというところから始まったわけでございますけれど、この使途に割合につきましては、担当課で調査いたしましたところで、施設整備、それから備品の購入で約80%、活動費に16%、その他が4%ということで、8割に近いものが、いわゆる8割がハード事業と言われるもので使われておるということでございます。

これを受けまして、28年度からの使途につきまして、一定の制限を行うということで、基礎枠として2分の1、それから活動枠として2分の1の制限を設けて、地域活動の活性化を図るといふことにしております。

これは、自治振興交付金の目的でございます地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の身近な課題を住民みずからが解決し、地域の特性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりを推進するために、自治意識と連帯感を醸成し、安全安心で暮らしやすい地域を形成していくというように、いわゆる理念とございますか、そういったものを担当課できちっとやっております。

とにかく地方が、地域が元気でなけんにゃという簡単な、私の安易なことでございますけれど、職員はこうやってきちっとした制度設計をしてくれたわけでございますけれど、そういったことで地域の住民が話し合いをしながら地域課題を解決するというところで、私は、当初はやはり必要な備品を買われたということでございますけど、それは当然いいことじゃないかと思えますし、これがお金があるんだからということで、いわゆる使われないような、年間でそんなに使われないのまでを買われるんでなしに、やはり、例えば、町道は町が直しますけれど、いわゆる生活道路的なものをやはり修繕するのに、こういったものに使うといったことは、私は地域の皆さんが納得されれば、それでいいんじゃないだろうかというふうに思っておりますけれど、とりあえず、こうして担当課とすれば、ハード的なもの、備品、施設、そういったものが多いので、こういった形でやってみようということでございます。

ですから、やらせていただいてみて、それで何年たっても、これはもう、どうにも使い道が特定されて有効でないということになれば、また改めなければなりませんけれど、当初、申し上げましたように、初めはどうして使えばいいか、どうしたことをすればいいかというところから、地域で、いわゆる迷惑なことまで言われたわけでございますけれど、そうして、今、議員がおっしゃいますように、必要で足りないんだということであれば、そういった制度でございますので、今後、制度というのは、いわゆる法律に基づいたものじゃございませんので、町の条例に基づいてやるわけでございますので、それは私どもが内規を変えていけばできるわけでございますが、やはり、一応、できたらやらせていただいて、今後、そういったものが地域の弊害になるようですとやらないほうがいいわけでございますので、そういったものは改めていきたいというふうに思っております。

そういったことで、とりあえずはやらせていただいて、5カ年ということでございますけれど、

32年でございますけれど、あと3年残るわけですが、その5カ年間、やみくもにこれやるといってなしに、やはりそういった地域の皆様方の御要望が、議員がおっしゃいますようなことが大方であるようであれば、当然、改めていく考えでございますので、当面はやらせていただいて、状況を把握したいというように思っております。

何回も申し上げますけど、当初は迷惑がられたような状況でございますが、それがこうやって活用されたということは、やはり地域の方はそれなりに、また、それを有効に活用されるすべは持っておられるというふうに思っていますので、もうしばらく、いわゆる時間をいただきたいというように考えております。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 町長、今、町長の考えで、最初は迷惑がられたとか言われましたけど、自治会長会に、経験される方は、この自治振興交付金というのは、本当に、非常にありがたい交付金であります。自治会長でなくても、自治委員さんも同じと思うんですが、つまり、いろんなところを修理したいとか、あるいは買いたいとか言いつつ、行政のほうにお願いしましても、なかなか買っていただけないのが現実であります。

ところが、この自治振興交付金につきましては、申請をすれば、認められたら、すぐ対応できるというお金であります。

本当に、備品が中心かもわかりませんが、中には防犯灯をLEDに変えたという地区、幸地地区なんかは、全てをLEDに変えた地区もあります。

そのように、なかなか行政にお願いしてもできないことを、この交付金はすぐできますし、本当に生かされた交付金であります。

町長は、せっかく制度を変えて5カ年ということで、当面は経過を見てということをお答えされましたが、私は本当にこれはもうできたら、29年度からでも本当に変えてもらいたい、もとの基礎枠として使えるような交付金にしてもらいたいという、これは恐らく館長さん、自治会長さん、全ての皆さんの思いだと思います。

なぜ、この制度を変えたかという理由が私もわかります。私も自治会長のときに、これを、交付金の配分というのを館長さんと、それから自治委員さんと集まって検討しましたが、当初思ったよりも年々使われる範囲が多くなりまして、例えば、学校の備品まで学校から要求もしてありました。

学校については、教育費というのがありますので、そこで賄うというのが筋と思いますが、この自治振興交付金まで、学校単位まで、あるいは保育所単位までというふうな申請団体が本当に広くなりまして、本来の自治会活動に使われるという金額が、だんだん少なくなっていったという経緯があります。

私も町長からこの本来の目的を聞いておりますが、だんだんこれが幅広くなり過ぎて、本来の目的が失われていくような気がしておりました。

そういう経緯があつて、企画課のほうで変えられたのかもわかりませんが、何度も繰り返しますが、この交付金というのは非常にありがたい交付金なので、私は当面は様子を見るということでありましたが、実際に数値が、具体的な名前を上げて申しわけありませんが、朝倉自治会長会などは、活動枠の88万8,000円が全く申請されておられません。

そういう、といいますか、活動枠を100%申請をしている自治会はありません。

ある自治会は申請をしていますが、実際に、今現在、実行していないという自治会もあります。ということは、申請以上にこの振興交付金が使われておりません。

そういうことで、当面は、せつかく制度を改めたので、町長は様子を見させてもらいたいという答弁がありましたが、ぜひ、早急にも変えていただきたいという思いがありますが、再度、町長の答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員が、今、おっしゃいましたように、学校なり、保育園なりというのは言語道断なことだと私は思っております。

これは、学校なり、保育所なりには、それなりの予算をつけながらやっておるわけでございますので、それは、その自治会が、もう少し考えて対処していただく必要があるというふうに思っております。

また、活動以外に備品ということでございますが、活動がなければ備品も必要ないわけでございますので、活動しながら、それでどれだけのものが必要なのかということは、やはりそれなりに担当課と協議をしていただいて、それでも担当課の頭がかたいということであれば、それなりに言うていただければいいですけど、やはり担当課は担当課なりに、地域がどれだけ活動していただけるためには、そういった備品ばかりでなしに、やはりもうちょっとソフト事業でやっていただきたいという思いでこういった制度を改正した。

私も、こういうことをしたいということでもありますので、私とすればそれを認めたわけでございますので、それを全く全自治会が利用できないというようなことではありませんので、やはりもう少し時間を持っていただきながら対処していただきたい。

これに、今の自主防災組織をつくられれば、これ以外に自治会に対しては助成を行うようにしておりますので、やはりそういったことも含めて、いろいろな活動をしていただければというように思っております。

やはりそれなりの、いわゆるアンケートをとりながら、各自治会が本当に、議員おっしゃるのが代弁しておるということであれば、やはり担当課としてもそれなりの配慮はするというように

思っておりますので、もう少し、まだ1年、2年目ですから、3年目か、28年からですから、ですけど、もう一年、1年やったですけど、ですから、やはり先ほど言いましたように、条件が変わったら変わったでそれなりに対処できる、何回も言いますけど、最初は迷惑がられたような、いわゆる事業なんですけれど、それをやっぱりうまく使っていった。

多少制度が変わっても、きれいに廃止したわけじゃないんで、それをまたうまいぐあいに活用していただけるということは、地域の、やっぱりそれなりの皆さん方の英知を結集していただきたいというように思っておりますので、もう少し時間をいただけたらと私は思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 最後に、提案といいたまいますか、今は2分の1、2分の1であります、例えば基礎枠を3分の2にして、活動枠を3分の1にするとかというようなことも考えられると思いますので、1年目でありますので様子を見るということではありますが、ぜひ検討のうちに加えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で4番目の通告者、4番、桜下議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで休憩にします。昼休み休憩とします。

午前11時30分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

一般質問、5番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 3点通告をしてありますので、御答弁をよろしくお願ひします。

まず最初に、12月の定例で教育長に通告をしておりましたけど、私の時間配分が非常に悪くて、通告どおり質問できませんでしたので、大変失礼をしました。きょう、改めて質問をさせていただきます。

教育方針についてということではありますが、12月の定例で一つだけ質問をしたのは、教育総合会議が開かれたのかということと、大綱が策定できているのかという質問をいたしました。御答弁は、28年の3月29日に第1回の総合教育会議を開催したという御答弁がありました。

いずれも、教育会議にしる、大綱にしる、町長が招集して、大綱も町長は策定するとなっておりますけど、それを承知した上での教育長に対しての質問であります。

そこで、教育長は、今年度中をめどに大綱を策定する予定だということの御答弁がありましたけど、大綱は策定されておりますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） それでは、お答えいたします。

時間の関係があると思いますので、端的な答弁とさせていただきます。

教育大綱につきましては、12月に年度内の作成を目指すと申し上げました。今月28日に総合教育会議を開催する予定となっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 28日に教育会議を開催するということですので、多分そこで大綱も策定されるんだと理解をしておりますけど、まだ策定はされていないということでもよろしいのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 御見解のとおりでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この教育会議というのは、教育の、御承知ですから、こうやって私が言う必要もないんでしょうけど、教育の目標や施設の根本的な方針、教育基本法の第17条、これはたしか4章あるわけですけど、その内容を参酌して決めなさいということが基本的な方向を参酌して定めることとということがあります。

いずれにしても、町長と教育長が協議、調整を尽くして町長が策定することでありまして、これが教育の羅針盤となるわけでありまして。

そこで、これが吉賀町もこのまちづくり計画が先般の全員協議会で4カ月おくられているという説明がありました。どちらにしても行政の羅針盤となるものであります。それが定まっていない中で、こうして、今、このたびの議会にも蔵木中学校と六日市中学校の統合の検討委員会の設置条例が提出をされております。

蔵木と六日市中学校の統合について、ここでどうのこうの言うつもりはございません。ございませんけど、基本的な考え方として、きちっと抑えておかなければいけないことが二、三あると思ひまして、絡めながら質問をさせていただきたいと思っております。

まず、平成25年10月23日、教育委員会は、統合の全てを白紙に戻すことを決定をされております。これは、広報よしかにも白紙に戻すということがきちっとうたわれているわけでありまして、2014年6月号、ナンバー104で中学校再編に係る総括と今後の方針ということで、お知らせ版に出ております。

このことに関して、どのように総括をされて、このたびの統合計画というのが出てきたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 議員がおっしゃいますように、平成26年の6月号の吉賀町広報で、平成25年12月23日の教育委員会定例会で決定をいたしました吉賀町学校再編基本方針の総括を皆様のほうへお知らせしております。

この中で、将来の学習環境の整備充実、さらに、学校運営の課題解決ということに向けまして、学校の再編のみを目的とした議論ではなく、子どもたちに主眼を置いて、さまざまな課題を解決するためにはどのようなことをすればいいかと、そうした議論をする必要があるとの検証に達したところというふうに理解をしております。

この検証をもとにいたしまして、吉賀町活力ある学校づくり検討委員会を設置いたしました。そして、その答申によりまして、昨年3月末に吉賀町教育振興計画を策定したという経過がございます。現在、私どもが行っております教育行政は、全てこの検証をもとにして動いているというのを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 活力ある学校づくり検討委員会が出した答申の中に学校配置のあり方というのがあります。ここでは、配置に限って言いますが、小学校の配置方針としては、全ての小学校を残す、存続するということでもあります。中学校の配置方針に関しましては、再編を検討すべきではないと書かれております。

その中で、ただし書きがありまして、極小規模の中学校は個別検討が必要とあります。

ここを切り取って教育委員会がその後に、教育長も蔵木の保護者のところを歩かれて、それからいろいろな作業をされたんだと思いますが、ここで、この文言を切り取る前に、何回も申し上げておりますように、子どもたちのことを本当に考えて、学力の向上とか学校の学ぶ環境とか、そういうのを、これは持論になるんですけど、するべきであって、再編ありきのこのかたくなな姿勢を崩さない限り、午前中も出ましたけど、せつかく町が住民の自治意識を高めて、住民自治をきちっと確立しようとする姿勢と、この教育委員会が今進めている統合の方針は撤回しないが、あとはきちっと、いろいろな事柄を示されて検討委員会に検討していただきたいという姿勢は、私はいかがなものかと思っております。

それは私の見解ですので、教育委員会は教育委員会のお考えがあると思いますので、こうして統合の姿勢を崩さない、ましてやこうして振興計画、または検討委員会が出した極小規模のところだけを切り取って、その前の前段のところを解決しないでここに至ったという、その姿勢の後ろに教育委員会のどのようなお考えがあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 議員が、切り取ってとか、かたくなな姿勢ということをおっしゃいました。私は、議員のその片言隻句をもってとかく言うつもりはございません。

私どもが統合の方針を変えない理由、それは一つだけです。一にも二にも蔵木中学校の保護者が統合を願っているから、一刻も早い統合を願っているということが私どもにひしひしとわかるからであります。

さらに、蔵木地区の総意としましても、統合はやむを得ないという大筋で合意をいただいております。私どもは確信をしております。そのことが統合方針を変えない一番の理由でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今、保護者のこと、あるいは蔵木の住民の方の御意見が統合を願っているのだという教育長の答弁でしたけど、最初から考える力を与えないで、統合ありきという方針を打ち出したのは間違いのないことだと私は思っております。

それがために28年の8月19日に保護者から、もうちょっと慎重にやってほしいという要望書が提出されて、教育委員会はこの統合案を一回撤回して、昨年9月にこの検討委員会の条例を上程する多分つもりだったと思うんですけど、それさえできずに今日に至ったわけであります。

私が何を言いたいかというのは、やはり委員会がそういう方針を出すのを否定するものではありません。

それは、今まで4校を1校に、また、いろいろな面でそういう提案はなされてきたわけですけど、それは出す側の提案であって、思いであって、それを決定するのはまさに住民自治の基本となる住民の意思だと思うんです。そこをきちっと押さえておかないから、こういう要望書が出たり、撤回をしたりする自体につながるんじゃないかと私は思っておるわけであります。

それはそれとしまして、この膨大な委員会の議事録を読ませていただきました。この中に「オブラート」という言葉が出てきます。どういう意味で使われましたか。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） そのオブラートという言葉はわかりますけど、その前後の脈略がない以上、お答えできません。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） これは教育長も言っておられることですので、ぜひもう1回、帰られてごらんになっていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても住民が考える機会、話し合う機会、決める機会というのは、教育行政に携わる者ならなおさらそのところはきちっと尊重していかないと、最初から統合ありき、これでやってくださいということで住民の皆さんの声を封じると言ったら少し言い過ぎですけど、

そういう住民自治の意識をそぐようなことは、私はするべきではないと思っております。

そこで、この検討委員会の条例は多分、それは議会通ると思うんですけど、今後、住民の皆さんの統合の検討委員会にこれをおろすときに、やはり統合は統合できちっと押し通すんだという意思でおろされますか、どうですか。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 検討委員会の条例をおろすときの私の心構えということでございますね。

あの条例は、読んでわかりますように、蔵木中学校、六日市中学校、両校の関係者の皆様に御判断をお願いするものでございます。それに対して私が口を挟む筋合いのものではないと、そのように理解をしております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） このたびの質問は、統合がいいとか悪いとかの質問ではなくて、先ほど申しましたように、自分たちの考えを持つのは当然のことなんですが、それを判断するのはあくまでも住民であるという姿勢を持たないと、これからまたいろいろな面で住民とのあつれきは起こってくると思いますので、そこら辺のところは十分に注意して、注意といいますか、オブラートに包んだようなやり方をしないで、オブラートが溶けたらその中から苦い薬が出てきたというようなやり方ではなくて、本当にオブラートで包まなくても、自分たちでこの苦い薬を飲むのですか、どうですかという判断を仰ぐその度量というのをぜひ教育委員会のほうにも持っていただきたいと思っております。

それがまさに今、町が推し進めています自治振興交付金でありますし、住民自治をどうしてそうやって行政と協働をしていこうかという姿勢につながると思いますので、ぜひそのところは申し述べておきたいと思えます。

次に移ります。

子育て支援ということで、学校給食の無償化が行われております。それに加えまして、小中学生の制服と体操着の予算が成立をいたしました。吉賀町の教育委員会が考える制服を着用してもらうための教育的なメリットは何だとお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 制服の前の質問にひとつ私のほうの思いを伝えておきたいと思えます。制服の前の質問です。

私どもが今回、蔵木中学校の統合という旗を立てたには、一にも二にも保護者の思いがございます。これは今まで何度となく申し上げたところです。私は、学校の主権は子どもであり、そして、その子どもの保護者である、そのような思いで学校の統合について取り組んでまいりました。

まず、保護者の一人一人全員を歩きました。その中で、どれだけ統合を願っているかということがひしひしと私はわかってまいりました。だから、教育委員会としましても早急な統合が必要だろうという結論に達したわけでありまして、それをもちまして住民の意思を無視したとか、そういうのは全く私にとっては心外でございます。

私どもがやっているやり方が間違っているとはみじんも思っておりません。いつか申し上げましたように、富士山の登るルートにも4とおりあるという話を聞いたことがあります。どのやり方をするか、それは、時の為政者の姿勢の一つだと私は思っております。私どもがやってきた方法に何ら間違いはないと確信をもって、そして、自信を持っております。

ということで、まず、制服の教育的メリットということでございますが、制服を着せるメリットとはということでございます。

まず第一に、世帯間における経済格差が表面化されにくいということがございます。次に、私が思うに、2点目として、制服に身を包むことで、規律への意識が高まると思われます。また、私服とは違いまして、制服は使い回しができます。その点、大変経済的に合理性があるんじゃないかと、そういうように思っています。以上3つが教育的メリットと私は思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 心外という御発言がありましたので、それはそれで、もし心外でしたら発言を取り消したいと思えますけど、私は私で、その住民主権のやり方をするべきじゃないかということを申し上げたわけございまして、たびたびこうやって意見が違うわけですけど、意見が違うからこそこうやって議論をして、一つの山を目指すわけでありまして、そのところは余り気にしない、気にしないと言うと語弊がありますが、一つの個対個の問題じゃなくて、一つの物事をよくしようという議論だということでお許しをいただきたいと思っております。

それと、制服のメリットということで提案といいますか、お考えをお聞きしましたけど、今、日本の公立の小学校の制服の普及率というのは15%なんです。

私立とか中学校になったらまたこれが、私立はまだパーセンテージが下がると思うんですけど、今言われましたような目的を達成するための制服でしたら問題はありませんけど、わざわざ給付をしてまで、そうやって本当に制服で登校をさせる必要があるんだろうかという疑問がありましたので質問をいたしました。

これはこれで教育委員会が、ここに発表されたんですので、教育委員会のお考えですので、それにどうこうするつもりはございません。

ですが、大綱をきちっと定めて、町長と協力しながら、全ては、いつも申しますように、保護

者のためじゃなくて、子どもたちが本当に吉賀町で豊かな教育を受けられる、そういう環境をつくっていただくことを要望しまして、教育委員会に対しての質問は終わります。

次に、町長に2点ほどお伺いをします。

自治活動の推進支援についてであります。

申すまでもありませんが、少子高齢化の社会が予想以上の早さで進行しております。このために行財政力は、交付金にしろ何にしろ人が下がると減ってくるわけでありまして、それがイコール住民サービスの現状維持が困難となっております原因であります。

共助である住民の自治活動を支援し、住民と行政が本当に真の協働体制をつくって地域づくりをしていくことが、今こうして少子高齢化社会の自治体に、国も一緒ですけど、求められております。

そこで、自治活動をより推進するために、小学校単位で、多分あると思いますけど、各連合自治会に事務局、または移集支援員などの配置が必要と考えます。

また、午前中に同僚議員から質問がありましたけど、別な意味で振興交付金の使途は条件をつけないで、おのおの自治会の判断に委ねるべきだと考えておりますが、まず、その点を町長にお聞きしたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 庭田議員の質問でございますけれど、自治活動の推進でございますが、その前段で私のほうにお問い合わせがないわけでございますけれど、先ほど教育委員会のほうに御質問があったことにつきまして、私のほうから補足をさせていただきたいと思っておりますけれど、総合教育会議におきまして、いわゆる大綱ということで、教育委員会のほうからは提案があったわけでございますけれど、私とすれば、細部にわたり過ぎるのももう少しというようなことで、今できていないのが現実でございます。

また、先ほどの教育振興計画についてでございますけど、これは前教育長のときに答申をいただいたということで、そのときの座長が作野教授、島大の教授ですけど、私のところへ説明があったのは、先ほど議員がおっしゃいましたように、極小規模の学校についてはという部分、これははっきりと蔵木中学校のことでございますと作野さん言われましたので、教育長はそのことを引き継ぎを受けておるかどうかわかりませんが、そういったことがありましたということは皆さん方にお知らせはしておきたいというように思っております。

それでは、自治活動の推進支援についてということでございますけれど、自治活動の推進につきましては、まちづくり計画におきまして、協働と交流で生き生きと暮らせるまちづくりを5つの方向性のうちのひとつと定め、住民自治活動を基盤とした地域づくりを進めることとしております。

一方、島根県におきましては、人口の流出や高齢化の進行などにより、地域運営の担い手不足によるコミュニティの維持等が困難となることについての対策として、小学校区を単位とした小さな拠点づくりを推進するという事で、中山間地域活性化計画を策定し、現場支援を行うこととしております。これにつきましては、柿木の手づくり自治区について対象としておるところでございます。

自治活動の支援は当然のことでございます。現在、自治振興奨励金交付金等の財政的な支援または地区担当職員の配置、管理職でございますけれども、そうした人的な支援を継続しておるところでございます。

議員がおっしゃいますように、連合自治区に対しましての配置ということでございますけれども、これにつきましては、そうした交付金を活用しながら地元で、地元のことがわかっている方が対処されるのが私は一番いいのではなかろうかというように考えておるところでございます。

移集支援員につきましては、現在、企画課に2名配置して、2名体制で移住希望者と地域のマッチングといったものについて、定期的な情報交換、また、空き家情報、そういったものを収集しながら対処しておるところでございます。

各地区自治会長会の事務局について先ほど申し上げましたように、配置ということでございますけれども、やはり、自治を確立するためには、そういったことまで地元で対処できるのがいいんじゃないかなと先ほど申し上げましたとおりでございます。

交付金につきましては、先ほど4番議員の質問で答弁させていただきましたけれども、交付金の目的でございます地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の身近な課題を住民みずからが解決し、地域の特性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりを推進するために、自治意識と連帯感を醸成し、安全・安心で暮らしやすい地域を形成していく、こういったことを達成するために制度化したものでございますし、これまでの交付金を利用していろんな整備をしていただきましたし、施設や備品、そういったものも十分、十分とは言いませんけれども、そろってきたんではなかろうかというように思っております。

地区住民の話し合いによる地域課題の解決に向けた活動をこれからも促進するために、いろいろ事業を考慮しながら、自治会長会等の意見を聞きながら新たな制度としていきたいというように思っております。

これにつきましては、私はしっかり公民館も取り込んだ中で対処をすれば、ある程度公民館の職員の皆様方、館長を含めて、公民館活動の中で総合交流的なことができるんではなかろうかというように考えておるところで、今、議員がおっしゃいますような人の配置というのは、議員いろいろ室をつくれとか言われますので、とてもそういった人のことでは、限られた人数の中でやっておりますので、ああした嘱託等の職員を対象としておりますので、今は相当ふえておりますの

で、そういったことで安易に配置ということはなかなか難しいのではなかろうかというように考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 人の配置は難しいということの答弁でございましたが、私は、この自治活動は、やはりその地域地域で最終的には、今、総合戦略で人口ビジョンを示していますが、定住対策に、定住の促進に最終的には結びつく活動だと思っております。

というのは、住民自治でその地域を本当に住みやすい地域に住民の力でしていく、そこに少し行政の支援をいただきながら、やはり自分たちの地域は自分たちが住みやすい地域にするんだという地域をつくっていくためにも、鶏が先か卵が先かということになりますけど、マンパワーというのは必要になってくるんじゃないかと思っております。

これは、移集支援員の方からいただいた資料なんですけど、平成18年度から27年度までの移住者の総数です。123人おられます、10年間で。定着率は、移住者と世帯数の定着率は少し違うんですけど、移住者の方の定着率は75.92%出ています。これはこれでいいんですけど、その後に、先ほど出ましたが、空き家のことが出ました。

空き家の、読み上げてみますと、軽微な補修50万円以上、これは空き家バンクに登録されているものなんですけど、修理が、補修が不要が3件であります。軽微な補修費が50万円以上、中程度が50万から200万が10、大規模、200万円以上が4で、20今登録されているそうであります。

何を申し上げたいかと言いますと、これはこれで移集員の方が庁舎におられても、このぐらいの調査はされているわけなんですけど、それはそれで大いに評価をするところなんですけど、これが各連合自治会に張りついてやるということになると、この空き家バンクに登録した家を本当にもう少し掘り下げて活用できる方法もあると思いますし、荒れていく農地のこともあります。

いろいろな面で、庁舎におられるよりは地域に出られて、その地域づくりの一旦を担うという、この方法は一番、地域にとっても、町にとってもベターな方法じゃないかと思って、この質問をしておるわけであります。

ちなみに、益田市は、移集員かどうかはつきり確認はしていませんけど、そういうことで張りつけをされているというのを聞いております。ぜひ御検討をいただいたらと思っております。

それと、ここで交付金の使途をもう少し自由にとという質問をしておるわけなんですけど、少し柿木の連合自治会の活動を御紹介して、なぜこういう質問になったのかということ詳しくお知らせしたいと思えます。

御存じのように、先ほど町長からありましたように、島根県では22の地域を小さな拠点づくりということで支援をしていこうということになっております。その一つが、ことし県議会を通

ったんか、承認されたんかどうかわかりませんが、柿木地区に指定をされました。

ということで、柿木地区は、今の交付金の200万を、活動枠、基本枠は別にして、半分ほど手づくり自治区のほうにいただいて、それを活動費として手づくり自治区が今活動しております。

手づくり自治区、去年初めて予算の消化をするための事業を立ち上げたわけですけど、研修会、講演会、あるいは視察、これは活動枠のほうで全額を使わせていただきました。おおよそ22か3の講演会なり、そういう活動を行っております。参加人数というのは把握していませんけど、たしか一番多かったのが100人少しの講演会だったと思っております。

講演会ばかりしてとか、研修ばかりしてとか言うて、少し、3年目を迎えますので、次は実践ということになるんだと思いますけど、そこで、今のように、これは全町に広げていかなければならない組織づくりだと思いますので、今の手づくり自治区がどれだけのことができるかというのは、まだ本当、手づくりといいますか、手さぐりでやっておる状態ですので、まだわからないところがあるんですけど。

そこで感じたことが、これだけのことをするには、ある程度事務局も必要じゃないか、むしろ今やっていることをより伸ばすために、事務局的な部署も必要じゃないかということで、この交付金の使途をもう少し、例えば、今の行政のほうで移集支援員とか事務局が無理なのなら、この交付金を使って事務局を雇用と言ったら何ですけど、何がしかの費用弁償をしながらお手伝いをしてもらうというような方法をとるべきじゃないかと思って、この使途をもう少し自由にしてはどうかという意味で提案をしたわけでありまして。

そのところはもう1回町長にお伺いをしたいと思います。

それと、2番目の質問なんですけど、社会教育を主とする公民館活動と違い、地域の維持発展をしていく活動を主と、この自治活動が、ために、ほとんどの市町村では公の遊休施設を拠点として使用している例がほとんどであります。

これは、先ほど、3月4日、大田のあすてらすで島根県が主催しました「小さな拠点づくり」という集まりがあったわけですけど、そこで、今、14の市町村が各集落で活動している事例発表がありました。その中で、ほとんどの地域は、遊休の学校施設とか、いろいろな施設を拠点として活動をされておりました。

ああやって柿木村の地域間交流拠点施設の、なぜかしら、耐震がきちっとできてないからということで使用不可になりましたけど、こういうところを拠点として、吉賀町全体がいろいろなところに拠点をつくりながら自治活動をする、そういう施設も必要じゃないかと思うんですけど、その辺のところ、遊休施設をどのように活用させるのかという町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） いわゆる連合自治会に事務局的なものをということでございますけれど、やはり自治活動やるというものは、そこに住む方々の自主的な運営でやるべきであろうと、大なり小なり、また、強力であろうが、軽微であろうが、やはりその地域の方々がお話をしながら、地域の方々が決めてやるべきであろうということでございますので、やはりそこまで、今の振興交付金をああやって会計をやれば、会計のある程度、仕事を終えた後やるんだから、そういった部分につきましても、報酬的に出されても、こちらは了解しておるわけでございますし、そうした事務局的なことをされれば、その地域の方がそれなりのことを、いわゆる支給されるのは、私は構わんのじゃないかというふうに思っておりますので、ただ、いろいろな自治会組織によっても、やっぱり強弱がありますので、できるところとできないところがある。

じゃあ、できるところに合わせていくように仕向けるのが、お世話をするのが、私どもの仕事だろうと思っておりますので、そういったところで人をつけてというのは、私は、いつまでつけばということもありますし、いつまでもそういったことに頼っていただくよりは、やはり自主的な運営ができるような組織にしていくべきであろうというように考えておりますし、ああして先ほど空き家等が出ておりましたけれど、午前中の質問にもお答えしましたように、自治会の下に、無理に会社をつくる必要はないですけど、組織をつくって、空き家等を自分らで修繕して、Iターンに貸すというようなことを、自治会の運動の中でやっておられるところがあったということをお紹介したわけでございますけれど、やはりそうした、自分らでその地域の問題を掘り下げながら、掘り起こしながら、そしたらどうしたら解決できるのかということをお話し合うのが、やはり住民自治じゃなかろうかというように私は考えております。

そうしたことで、やはり行政が、確かに支援は必要でございますけれど、かゆいところまで、手が届くことまで必要なかどうなのかということでございます。

また、今の、いわゆる地域間交流施設のことで、なぜかしらということでございました。なぜかしらじゃなしに、議会の意思で耐震検査をやれということがございましたので、耐震検査をやった結果、これがアウトということでございますので、そういうところへ、やっぱり人を入れるわけにはまいりませんので、私どもとすれば、一応、使用禁止といえますか、使用をやめさせていただいております。

そんな大きな地震は多分来ないとは思いますが、やはりいろんな不特定多数の方が集まるようなところを、耐震で問題があるといったものをそのまま使うということは、私はすべきではないと、それは行政の責任であろうかというように思っております。

また、遊休の施設はどうなのかということでございますので、遊休の施設があれば、それは当然そういった地域に開放することは、問題ないというふうに考えておりますので、地域の方々が、

ここ、今、遊休の施設があるんだと、これを使いたいんだということであれば、私どもとすれば、こちらに使う目的がないのであれば、それは協議には応じますし、前向きに検討はしたいというように思っておりますので、だめなものは、危険なものは、それはとてもできないけれど、そうでないものは、当然、用意はしていくという考え方に立っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 遊休の施設をとということで提案したわけですけど、なぜかと言いますと、これも地元の方の一つの要望もありまして提案をしたわけでありまして。

立志塾がございまして、ここで宮崎県の日向市の醸造会社の、これ、間違っていたら申しわけないんですけど、「あくがれ」という醸造所の黒木社長が、多分、立志塾で講演をされていると思います。

その御縁で、柿木手づくり自治区の地域振興部会が、ああやって棚田百選に選ばれました大井谷の棚田をどうにかして守ろうじゃないかということで、去年はとうとう高齢化で長年続いてきた棚田まつりも休むはめになったわけですけど、どうにかして地域全体でまた盛り上げていこうということで、そのコシヒカリを使いまして、この黒木社長にお願いをして、棚田米で米焼酎をつくりました。

今、少し粗いので寝かせている状態でありまして、瓶も自分たちのデザインでつくって、レッテルもつくって張り出して、それが売れることによって、大井谷の皆さんの生産意欲を、高く米を買うわけですので、生産意欲を高めて、もう一回、そのお祭りを復活させるような取り組みになったらいなということで、3人か4人の方がファンドを立ち上げて、資金を集めながら今やっているところであります。

それに合わせまして、全員協議会でも提案がありましたけど、コワーキングスペースですよ、とか、シェアハウスとか、もう少し、自分たちの起業にも役立てるが、小さい企業でもいいから呼んできて、その中で一緒に連携をとりながら、雇用なり定住に結びつける活動をしてみたいという意見が、若い人からも出ておりますので、この地域間交流施設を活用することはできないかという質問をしたわけでありまして。ぜひ、検討をしていただきたいと思います。

自治活動の推進支援については、以上で終わりたいと思います。

もう5分しかございませんので、農業政策についてお伺いします。

きのう、今、通告書に書いてありますように、国の農業政策も変わって、どんどん規模拡大がしてきているわけでありまして、その中で米のブランド化、お茶のブランド化ということを吉賀町が打ち出しております。

きのうの報道で、川本町に三協と会社が進出するという報道がなされておりました。これは、同僚議員が後から詳しく質問すると思っておりますので、そこで、ここもエゴマと野菜と米、米はさつ

き言いました、小さな拠点づくりのときに行ったときに、川本町の事例発表があったわけですが、米のブランド化を何でするかと言うと、竹を堆肥化させてそれを使うということでありました。

それによって有機米をつくってブランド化する、そして景観を保全する、いろいろなメリットが出てくるために、今、70立米しかつくってないんですけど、これを大々的にやっていくんだということでありました。

隣の美郷町は、シャクヤク、薬草の栽培を行っております。

そこで、多分そういう要件が重なって、この健康食品の三協という会社が進出を決めたんじゃないかと、これは私の想像ですけど、やはり吉賀町もブランド化ということに対して、もう少し具体的な政策を打ち出すべきだと思いますが、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。庭田議員の持ち時間が3分しかないんで、よろしくお願ひします、回答も。

○町長（中谷 勝君） 3分でというのはとても難しゅうございますので、そのところを先に申し上げますけれど、先ほど、大井谷の棚田米で焼酎をという、私、ちょっと、今、初めて聞いたわけでございますけれど、ああして米で、私もこの前、キヌヤへ行って初めて見たんですけど、町内の方が米でビールをつくっておられたり、これまでも町内産の米で酒を委託醸造しながらつくって、高津川とかいろいろ出ております。

そうしたことで、これらには別に何も応援はしてないんですけど、そういった地域の方が取り組んでやられるということが、やはりこういった地域自治、また、そういった地域を発展させるためには、大変いいことだというふうに考えておりますので、支援できることがあれば支援していかなければなりませんし、販売面でも、ある程度、協力できることがあれば、協力していきなきゃならないんじゃないかなろうかというように思っております。

議員おっしゃいますように、きょうですか、きのうですか、きのうテレビでやって、きょうの新聞、川本町のことでございますけれども、こういった経緯でかなと私も思ったわけでございますけど、議員の推測とは違いまして、私の場合は、川本の町長の奥さんが、何かロッキード事件のときの検事をやられた方とお知り合いとかいうことで、結構そういった人脈がお持ちです。

そういったところかなと、私は私なりに考えたんですけど、いずれにいたしましても、やはり地域のものをしっかりと売り出していき、所得につなげていくということは、必要なことであろうというように思っております。

先般、彫刻の設置をしたときに、澄川先生も竹のお話をされたんですけど、やはりそういった竹なり、地元の素材を生かしていくことは必要だというように思っておりますけれど、今、ブランド化で有機茶といったものを産業課でやっておりますけど、これも大々的に今やっておりますけど、

売り出すほどの量がやはり足りない部分がありますので、やっぱりそういった、吉賀町でどれだけの量が確保できるかと言いますと、どうしても米しかないわけでございますので、やはり、その時期に1回出したらそれっきりだということでも、それは希少価値があつていいのかもわかりませんが、果たしてそれが所得につながって、雇用にまで生かされるのかということだと、ちょっと疑問がある部分がありますので、私どもとすれば、今ある素材を、今の有機茶を、また米、そういった形で産業課が頑張っておりますけれど、お茶につきましては、今までは二番茶までしかとってないのを、三番茶までやろうというようなことも考えて、量も確保しようというようなこともやっておりますし、米につきましても、とにかく名前を売り出すためには、いわゆる中心部ということで、東京の米屋でまず名前を売ろうというようなことを考えておられますけれど、これを、名前を売りながら、地元の米もやはり食味というのが一定しないと、中にも余りよろしくない部分もありますので、やはりそういったところは基準を設けてやらないと、「悪事千里を走る」と言いますが、悪いうわさというのはすぐ、いいうわさというのはなかなか届かない、そういったようなものでございますので、私どもとすれば、そういった、今、産業課が考えておりますブランド化といったものを進めていきたいというように思っておりますし、そういったいろんな素材がありますれば、またそういったものを取り上げながらやっていきたいということでございます。

また、先ほどの大井谷の話でございますけれど、これにつきましては、やはりせっかくのあれだけの景観でございますので、これは観光面に生かす必要があるんじゃないかなというようには考えておるところでございます。

お答えになったかどうかはわかりませんが、また時間がないと言いますが、また御質問があればそれにお答えさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。持ち時間過ぎておりますので、再質問はしないでください。まとめてください。

○議員（10番 庭田 英明君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、10番、庭田議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午後2時02分休憩

.....

午後2時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問の6番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は2点通告してありますので、まず1点目なんですけども、税と歳入等についてというお尋ねをいたします。

15年度に、ふるさと納税特産品カタログを東京都内の郵便局150カ所に1,500部を配布して、特産物をPRしてやったわけなんですけども、同時に、15年度は専用サイトを開設して、そのおかげをもちまして効果がありまして、11年度の319万円を上回る495万円となっております。

16年度におきましては、吉賀町の「ええもん」等の特産品等の返礼金がふえたとか、納税金額が増加をどのぐらいしたんでしょうかという、まず1点目です。

それと、政府は、都市と地方の住民に等しく負担を求める新税の森林整備に環境税を検討しているようでございますが、昨年4月の時点では、既に実施をしている島根県、鳥取県などの、横浜市もあるようでございますが、などの37府県で森林や水源の保全を目的に超過税を定額で徴収する。個人住民税均等割制度の場合ですね。本町は人数とか合計額はどれぐらいになっておるんでしょうか。これは導入されているとしてなんですけども、本町が既に導入されているとしまして。

29年度におきましては、町税が1,993万5,000円ぐらいふえているわけなんですけども、これが全てとは言いませんけども、そういった場合に、税金がふえるということは、ある意味いいことだとは思いますが、導入されていないとして、しているとしても、新税とのかかわりということに対しまして、町民にどのように説明するのかなというのが疑問なんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 河村議員の御質問でございます。税、歳入等についてということでございます。

これにつきましては、ふるさと納税制度についてのことでございますけれど、議員が御指摘をされたように、平成27年度から郵便局と連携して、3万円以上の御寄附をいただいた方に特産品を贈呈する制度を創設して、特産品PR等に努めてきたことでございます。

これにつきましては、以前議員のほうから、これは、そういった特産品の、いわゆる購買にもつながるからということで、以前は、吉賀町に本当に協力してくださる方で見返りを求めないという方針でございましたけれど、ああしてあちこち加熱したような状況が出ておりますし、やはり議員がおっしゃいますように、地元のを少しでも購買がふえればということでやってきたところでございます。

その結果、27年度のふるさと応援基金と言っています寄附でございますけれど、32件、495万円、件数、金額ともに過去最高となっております。そうではございますけれども、県下

では一番低いというような状況でございます。

平成28年度の状況につきましては、件数が39件で過去最高を更新し、金額は403万円、平成27年度を若干下回っておるということでございます。これは、平成27年度に高額な寄附をされた方がいるということによる影響と思われまます。

特産品の発送状況につきましては、33件で18万5,633円の支払いとなっておるところでございます。

平成29年度からクレジット決済の導入や、特産品の返礼について、寄附金額の区分を現行の3万円以上5万円未満から10万円以上までの3区分を、1万円以上2万円未満から5万円以上の4区分として、返礼率につきましても10%から40%に見直したというところがございます。また、お送りします特産品の種類もふやしまして、寄附の増額につなげていこうというように考えておるところでございます。

また、森林環境税でございますけれど、これにつきましては、随分前から奥出雲町の岩田元町長が森林環境税ということで、旗を振って運動をされてきたわけでございますけれど、こういったものが少しずつ花開いてきておるということで、環境税ということで、今取り上げられておるところでございます。

全国町村会等で長年設立を求めてきた森林環境税、これは森林交付税ということを最初は申し出ておりましたけれど、環境税でございます。平成30年の税制改正での導入に向け、ただいま税調と国とにおいて協議をしているというところでございます。

山林荒廃が続く原因といたしましては、自然的、社会的条件から、現行の補助制度では、森林所有者による自発的間伐が進まない現状が上げられますけれど、この新税によりまして、森林法間伐等特別措置法等の改正を含め、市町村の役割強化、また、要間伐制度を拡充するための財源を目指すと言えるものでございます。

市町村の役割につきましては、所有者への間伐要請の働きかけの強化、または、所有者の権利行使の制限のもとで、所有者負担を軽減した間伐の実施、3つ目といたしまして、所有者不明森林の間伐の代行、また、4つ目といたしまして、寄附の受け入れによる公的な管理の強化、5つ目といたしまして、民間技術者の活用による市町村の体制支援などを想定しておるところでございます。

結果的には、地球温暖化防止に、また国土の保全、また地方創生や快適な生活環境の創出につながり、森林吸収源対策の財源として国民に等しく負担を求めるというもので、個人住民税の均等割に上乗せをし調整するといった調整が、今されているおるところでございます。また、御指摘の現在37の都道府県におきまして、独自課税の森林環境税といったものが導入されております。

島根県におきましては、平成17年度に、水と緑の森づくり税ということで、5カ年間の時限措置として導入をしたわけでございますけれど、期限到来時に更新を繰り返して今日に至っておるということでございます。

税率につきましては、県民税均等割1,000円に対して500円、全国では300円から1,200円だそうでございますけれど、上乗せをして徴収しております。さらに、法人県民税の均等割にも5%の上乗せをして徴収をしておるということでございます。

島根県は、この措置によりまして、年間2億円の財源を確保し、再生の森事業、みーもの森づくり、また、森づくり推進事業を実施しておるところでございます。

なお、現在、吉賀町の均等割の納税義務者は2,843人でございまして、県が徴収する森林環境税分の個人の税額につきましては142万円余りとなっております。法人につきましては55万円余りでございます。

現在、島根県が徴収いたします既存の税と新税が環境税として似たようなものでございますので、使途の目的等が類似してはおりますけれど、使途が違うということで、新税につきましては、新たな均等割の上乗せ分として考えられております。

具体的な税率の提示はありませんので財源の規模等はわかりませんが、こうした県がやっておる部分については、本年度、みろく公園の上のほうにあります山の整備とか、いろんなことをやらせていただいております。そうしたことで、今後どういった形になるかわかりませんが、新税として幾らか町村には入ってくるということでございます。

横浜市等の話が出ましたけど、これは、やはり川上の水源でございますので、川上の水源に対しての支援ということで、水道料金に何円か上乗せをしたりしながら導入したり、いろんなケースがあるようでございますけれど、私どもとしても、下流に対して新鮮な水を下流のほうへ放流するので、いただきたいところではございますけれど、なかなかそういうことにはならないのが現状となっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） ふるさと納税につきましては、昨年度403万円と若干、件数は39件に上るけども、少なくなっているというようなことで、10%から40%の返礼をするということで、地元の商品が動いていくということは、それなりにいいことだというふうに思います。

ことしの、同県もですが、全国的に見ましても、納税がふえたところ、減ったところというのが極端にあるわけなんですけども、島根県で言いますと、6市に及んだと。松江、出雲、益田、大田、安来、雲南というふうに、昨日の新聞に出ておりましたけども、昨年度よりは、既に前年

度超をしているというふうな税金が集まったというふうなことがあります。

そのことで、地域の物品が動くということもありますし、大変いいことだと思いますけども、総務省のほうでは本末転倒であるというような商品が、地産地消ではありませんが、地元のものを使わないで電気製品にまで及んだというようなことで、何ていいますか、注意を促している、喚起しているというようなことありますけども、要するに、自治体、非常に税収が少ない中で、29年度の歳入全体を見ましても4.何%はふえているわけ、6%ですか、全体の一般会計の予算はふえてはおりますけども、地方交付税につきましては46.2%が交付税で算定されておるということで、合併特例から一本化になりまして、人口基礎数値の減少する中で減ってきておるわけなんですけど、幸いのといいますか、29年度に及んでは、当町も福祉事務所があるということと5,400万円ぐらい増額されたというようなこともあります。

そうした中で、全体的な予算を見ましても、8億8,600万円でしたか、地方創生の関係が出て、8億8,700万円ですか、要するに全体の予算の13%を占めておるというようなことで、町長の施政方針の中でも、全庁舎全員の職員が総力を結集して懸命な取り組みを展開するという覚悟をすると確約しておられますけども、それは当然なこととございますけども、いわゆる安易に財政の調整基金等に頼らず予算を利用、再構築をしながら効果を上げるということにしておりますけども。

いわゆる、私が言いたいのは、やはり交付税に頼らざるを得ないという自治体ではありますけども、自主財源を高める上において、こういう新しい新税もそうなんですけども、一応、今のふるさと納税というのが、もう浜田なんかも昨年度は二十何億円でしたか、ことしはちょっと少ないようございますけども、要するに、浜田は地産地消でなくて互産互消、三重県の松阪市でしたか、松阪牛と提携をして、非常にあの年はふえたというようなことが出ておりましたけども。

本当言ったら、地産地消が1番なんですけども、互産互消も視野に入れながら、そういうものをふやして行って、収入を得るというのも一つのやり方、生き方といいますか、そういうところにあるのではないかなというような気もします中で、ことしもカタログを印刷、ポータルサイト、クレジット決済等で113万円の予算の計上がありますように、やはり寄附金、そういうものを善意にさせていただく上にとは言いますが、納税される方は、減税だけではなしに、やはり返礼品を目当てにして、それこそインターネット等で、どこが一番いいものを返してくれるのかなというような、特に女性なんかはそういうところへ目をやりましてやるケースもありますので。

とは言いながら、悲しいことに、ここには、本当、返礼にするものというのがお米であったりとか、そういうものでないとなかなか吉賀町の「ええもん」というのに、なかなか全国の国民の皆様が目を向けて魅力に感じてもらうようなことがないところが非常に、ちょっと悲しいかなというふうに思っているところでございます。

そういった中で、先ほどの10番議員の話にもありましたけども、やはり、ここへ企業を持ってきて収入を上げるという、雇用もしかりなんですけども、そういったところで、先ほどの話なんですけども、川本町というのは、私も前から特産物をつくりましょう、産物つくりましょうと言うときに、川本町がエゴマを作付をしたと。これは、健康志向の時代でございますから、非常にいいことを、作物をするということを何度も申し上げた記憶はありますし、それを津和野町も普及するというようなことが何年か前にもありましたけども、津和野町、現在どうしておるかは知りませんが。

要するに、そういう健康志向が強いという中で、三協というような健康食品の工場が初期投資が15億8,000万円というような投資をされる中で、島根県も5億4,000万円も補助をします。川本町は、町単で当然7,000万円補助をするというようなことで、補助をするのはいか悪いかということもあるわけなんですけども。そういったところで、当面は人数が少ないようでございますけど、将来的には200人も雇用すると。雇用する言っても、この町に企業が来られる、痛しかゆしいところなんですけども、企業に来ていただく、雇用を求めてやるという。

それじゃ人材がどれだけ、人手があるんだろうかというような懸念もあるわけですし、先ほども出ておりましたが、鶏が先か卵が先かという論理になるわけなんですけども、やはり企業がなくても人が集まりませんし、昔は、田舎に来ると単価が安くて土地が求められて、人手もあるということで、企業が進出したというようなケースもありましたけども、現在は、やはり、幾ら地方創生どうのこうの言っても、なかなか東京都市一極集中というのがやまない、おさまらないという現実があります。

そうした中で、企業にやれやれそらそらと言って、来ておいでってということで補助金をあげますよということでは、なかなか来てはいただけないかもしれませんけども、やはり、これは、ある意味、先ほど町長が何でしたか、何とかで町長夫人が人脈があって、そういうことで来られたんじゃないだろうかというように、ちょっと話もありましたけども、そのところは定かではありませんけども、いずれにしても、そういった要素がある、素材があるというところに人脈があれば、これは静岡のほうで三協というような会社があったそうで、南海トラフとかいうのも考えてかどうかは知りませんが、災害拠点も2つに分散しとったらいだろうというようなことも書いてありましたけど、そういう負担軽減という意味合いもあってそういうこともあったんかもしれませんけども。

いずれにしても、エゴマというのが全国ではやっているかもしれませんが、大々的に我々が知っているのは川本町というのは、もう何年か前からやっておられまして、相当知名度があるんだろうというふうに思うところで、そういうところに目をつけられたんじゃないかなというふ

うな気がします。

そういったぐらいで、職員の方だったり、町長もさることながら、我々も含めて、やはりいろんなそういった企業の方であったりとか、そういう、ある意味、本当善意な人脈を構築されている人もこの町内にもいらっしゃいますので、そういったところを果敢に挑戦してやるべきだというふうに思います。そうしたことで、町の財政も豊かになる、町民の経済も、働く場もできるといふ好循環が生まれるというふうなことを私は思うわけなんですけども。

そういった中で、これもちょっと1月の31日に、新聞なんですけども、見られた方もいらっしゃいますかもしれませんが、これは、福岡の福岡銀行と熊本銀行が、福岡のほうにも竹がいっぱいあるんだというふうに思いますが、本町も負けず竹もたくさんございますが、そういった熊本のベンチャー企業の2社に対して、今の銀行が、これは銀行ですよ、銀行がその企業にバンブーフロンティアという会社で、バンブーマテリアルという2社なんですけども、福岡銀行が、このファンドを通じて、マテリアル社に4億円出資をして、2社は新たな資金をもとに工場を建設して、今年度の12月以降に順次創業を開始する予定と。その事業で、自社——自分ところの会社は、竹を伐採するほか、市町村の大分県とか日田市というんですか、福岡の八女市などに連携をして、各地からも素材を、竹を調達すると。竹は、部位によっては建材と燃料に分けて、事業をするということなんですけども、竹も何枚か張り合わせると木材とか鉄骨に負けない強度が出ると。セルロースナノファイバーなんていう素材もあるようなものでございまして、これは、そのセルロースナノファイバーとはちょっと違うんですが、そういった事業展開を新たにすることによってございまして、これは銀行の話なんですけども、そういった一連の事業で、120人を雇用するほかに、3年後には40億円の売り上げを見込むというふうな記事がありましたけども、いずれにしても、なかなかある企業に来てくださいとか何とか言っても、なかなか、ここは高速がありますし、インターもありますし、交通アクセス、産業振興するには非常に立地的にはいいとは思いますが、それじゃ、人手がどうなんかなというふうなこともあります。

これも、同じことだとは思いますが、先ほど来言っていますように、卵が先か鶏が先かということによってございまして、やはりそういった働く場をつくらないと、なかなか人も帰ってこない、こないというようなことにつながるのではないかなというふうに私は思っておりますので、その辺で、十分ある素材といたら、山の木と竹と畑と田んぼしかないわけでございますので、あとは盛太ヶ岳の安蔵寺の水、伏流水その他も非常にいいというふうなこともありますけども。

そういったところで、いずれにいたしましても、歳入がふえる努力をしなくてはならないという中で、町長もいろんな人脈と、職員の方ももちろんそういったいい考えを持っておられる方もいらっしゃると思いますので、そういったことに耳を傾けて、しっかりと応援することによって、新たな事業展開ということも起きてくるのではないかなというふうに思うわけなんですけども、

町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 長々いろいろおっしゃいましたんで、ちゃんと御返答できるかどうかということでございますけれど、町の財政も家庭も一緒だとは思うんですけど、「入るを量って出ざるを制す」という言葉がございまして、歳入をしっかりと頑張って、歳出を制限するということが一番じゃなかろうかというふうに思っております。

そうしたことで、ふるさと納税につきましても、特に浜田なんかは非常に頑張っておられまして、大きな金額が入っています。中には、7割ぐらいが返礼に充てるという自治体もあるようですけど、7割たとえ出しても金額がたくさんあれば、それは8割、9割出してもいいかと思えますけれど、今のように私とこ県下でも一番少ないような状況でございますので、やはり最大4割ぐらいで、これが普通の常識的なもんじゃなかろうかというように思いますが。いろいろ見ておきますと、やはり返礼品というのが、牛肉がどうも人気があるようでございまして、吉賀町の場合は、畜産といったものがほとんどないといったらないような状況でございますので、食肉をどうこうということはなかなかできません。

そういった中で、職員、いろいろ、石見地域の西部振興センターですか、あそこと協力して、石見地域で共同した返礼品をというようなこともやっておりますので、そうしたことで少しでもふやしていくということが必要ではなかろうかというように思っておりますし、より魅力のある返礼品でふるさと納税をしていただけるようなことを頑張っていきたいというように思っております。

また、企業誘致のお話だと思うんですけど、やはり川本の話が出て、先ほども言われましたけれど、やはり町も6億円ぐらいですか、何か取りつけ道路から何からということで、川本町からすれば6億円といったら本当に大変なことをやられるんだなというふうに思いますが、これが、やはり計画どおりのようなことになれば大変すばらしいことであろうと。

企業誘致につきましては、ああして三重県が大きな奨励金を出して、シャープの亀山工場をつくっておりますけれど、シャープが今ああいうような状況でございますし、企業誘致というのは、やはりそれなりの長続きのするものを引っ張ってくる必要があるというふうに思っておりますので、これにつきましては、担当課も企業誘致担当いらっしゃいますので、それらにしっかりと頑張っていただこうというように思っておりますし、私もそういった引き合いがあれば、お願いいたしますか、実地に説明等に行きたいというようには考えておるところでございます。

また、竹の話で、九州のほうで熊本銀行と福岡銀行ですか、ああいったファンドで起業をという、これにつきましては、島根県におきましても、山陰合同銀行も起業をやられる方にはそういった準備はされておりますので、そういったこともしながら、私どもと協調しながら、そういっ

た起業、創業をするようなことを働きかけていきたいというように思っております。

何かほかにありましたかいね。

○議員（9番 河村由美子君） いいですよ。

○町長（中谷 勝君） それだけでいいですか。それじゃ、またお聞きします。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私がたくさん言いますから、町長もう答弁……。私も聞くほうも何を言ったやらということもありますけども、いわゆるそういったぐあいに、長続きをする企業ということは一番大切なことではありますけども、とはいっても、なかなかそれじゃということになかなかいきませんけども、一生懸命働きかけるということが大切なことだというふうに思います。

それと、これは相反することで、私が言いたい、常々言っていることは、島根県下でも、今ある事業の継承です、そういうこと含めて、事業所の廃止、廃業であったり休業であったりとかいうふうな花芽が吹かないで、全国でも廃業率とかいうのが、もうワースト4位になっておると。ワーストじゃない、ファーストですね、4位になつとるというふうなことで、公共事業の減少であったりとか、いろんな大型のショッピングセンターができたから小さな店が大変だったりとか、今、通販が盛んになって、忙しいのは宅配便だけというような話もありますけども。

それは、時代の要請といいますか流れといいますか、仕方がないと言やあそれまでなんですけども、我々も小さな零細商店街にあります身なもんですから、やはり、まずは歳入ということが大切なことで、前置きまして、やはり何度も何度も前から言いますように、地元の商店街、企業さんが、まずは何とか生き残れる努力をしてあげた上で、こういった長続きがするような企業さんを、あらゆる人脈とかそういうものを情報によって引っ張ってこられるということが一番大事なことだろうというふうに思います。

本当に、何もしないで言うと、座して死を待つというような結果も生みますので、そういうことが起きない努力を我々も含めてしなくてはいけないというふうに思います。もちろん、山陰合銀のほうも地銀がここにもありますし、本店があるわけですから島根県では、そういうところを大いに活用しながら、英知を絞って企業誘致、そのことによって、ファンドであったりとか、融資であったりとか、協力を求めていきたいというふうに思います。

いわゆる協働と連携によりまして、本当に町民が住みよい町、そのことによって、町のためにつくるためにも、ことしも地方創生の総合戦略の中でも5億2,700万円、この町に住む人が、これから先も住み続けられるようにということで予算化をしているわけなんですけども、新たに自主財源が発生する事業の選択も必要なわけではありますけども、それぞれの項目で、この中身の、これだけは、本当に総力を、町長1人に限らず、職員総上げで、この5億2,700万円の中身、そういったところに、これとこれとこれはやるんだと、絶対的に、もう3年目を迎えてい

るわけですから、この事業も。結果を求められている年でもあると思いますから、単なる、最初に当初予算にばっと上げる、事業消化をしたということでは事が進みませんので、その辺で、今年度ぜひとも、全職員の総力を結集してやるということは、何と何と何があるのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 最後はどうなるかということで、いろいろ言われましたけれど、それに対してもお答えはしなきゃなりませんので。

町内の商店が大変疲弊しておるといような事実でございます。これにつきましては、ああして議員がおっしゃいましたように、インターネットで物を買われる、そういったことで、ここだけなんかで言いませんけれど、ああした運送業者が配送、いわゆる大変経費がかかるということで、値上げをしなきゃならないといような状況が出ておるといございますけれど、先般、町内の、いわゆる業者から言われたんですけど、まして生活協同組合がしっかり配達してやっておりますんで、町の職員も含めて、町民の方がその1割でも地元で買っていただければということをおっしゃられますけど、また、その買う、いわゆるお店が結局閉鎖しておるとい状況で、なかなか選択の余地がないような状況もあります。

そうしたことで、やはり町とすれば、地元業者の支援というのは当然やっておかなきゃならないといように思っていますので、これを、個々の商店を町がということにはなりませんので、やはりああいった経済団体、商工会あたりが、やはり私どももプレミアム商品券の原資を提供しておりますのでそういったこと、また新たな提案があればそれにといいことと、やはり以前も申し上げておりますんですが、農地なんか荒れておるところを本当に売る気があるのか、貸す気があるのか、荒れても貸さないのかといようなことをしながら、いわゆるIターンなり、いわゆる市民農園、そういった形の方に貸せるようなことをすべきだろうといふふうに思いますけれど、商店につきましても、やはり商工会あたりが、あなたのうちには後継者がいるのか、いないのか、いても業種が違うことをやっているとか、いろいろあると思います。そういった個別のことを聞きながら、それに対応できるような、やはり対処をするのがその団体の役目であろうといふように思っております。

そういったことで、やはり個別に当たるには、そういった農業でいえば農業委員さんもいらっしやるし、商店におけば商工会あたりの指導員さんあたりの仕事じゃなかろうかといふように考えております。

また、今の総合戦略につきましては、私どもとしても数値目標を求められておりますので、どれなのかといふけど、全ての項目を職員一丸となって対処するといふ考え方でございますので、その点御理解いただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長も言われましたように、総合戦略についてはこういうことだということで、総力を上げるということでございますので、期待をいたします。

Iターンとその他というのには、市民農園とか何とかいう話はありませんでしたが、そういったことで、土地の調査であったりとか、貸したり売ったりというようなところを十分調査して、せっかくあぁいったIターンの方が農業されたいという方になれば、簡単にそういうことができるようにしてあげるべきだというふうに思います。そのことが定住につながるということになりますので。

それと、商工会のほうで、団体のほうでという話がありましたけども、去る1月だったと思いますけども、お宅の会社や商店には後継者がいますか。それとも途中でやめる予定ですかとかいうふうなことが、アンケートがとられておまして、まだ集計が、決算等がありましたから、まだ済んでいないだろうというふうに思いますので、その辺の結果は商業団体のほうで取りまとめがあると思いますので、また、それはそれなりに、また商工会のほうからいろいろ報告があると思いますので。

そういったところで、ちょっともっと言いたいんですが、時間の都合がありますので、2点目にちょっと行ってみたいと思います。

2点目の質問につきましては、婚活と定住についてということの質問なわけなんですけど、この質問につきましては、もう過去に何回もくどいほど私も提言やら質問をいたしましたけども、なかなか成果が上がらないという実態でございます。

投資が似合わないのか、手法に問題があるのか、それとも現在の社会情勢なのかっていうところは疑問があるわけですが、国も地方創生総合戦略で、もう若干の手詰まり感があるようございまして、相変わらず地方から若者の流出がとまらない実態があるようございまして。

他方では、都市部で暮らす3,000人にアンケートしたところ、30.6%の人が田舎へ移住したいと、総務省のインターネットの調査で答えておまして、過疎地でも仕事があれば、すぐにでも移住したいのが4.9%、条件を整えば24.4%という結果であります。

そうした中で、交流人口の拡大や婚活事業に本腰を入れて、総務省が14年度に創設した事業で、連携中枢都市圏域、ここで言いますと、津和野町は既に山口県宇部のほうとそういうことを、先月でしたか、提携しておりましたけども、吉賀町につきましては、圏域形成に参加をしたと、山口県央連携都市圏と交流人口の拡大を図るといようなことで、これ、1月ですか、提携したようございまして。

ということは、それに負けずということではありませんけども、ここは、近隣に岩国市とか広島市等へ働きかけをすれば、許容範囲の1時間でございまして、そういう圏域の取り組みをすることによって、人口基盤においた財政支援があるというふうなことも聞いておるわけなんです

けれども、津和野がやったから、ここもやれという言い方でもあるんですけども、ここだけで何かを賄おうとすると、なかなか難しい、婚活にしても何にしても。

先般、10月ですか、あれは広域でやったわけですけども、やはり山陽側にも働きかけをして取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうに、私は考えておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員の婚活と定住についてという御質問でございますけれど、これまでも議員、いろいろ提案していただきまして、御意見いただいて、それに沿うように努力はしてきたつもりでございます。

そういった意味で、まだ議員おっしゃいますように、単独ではなかなか厳しいということで、先般、島根県と津和野町と広域連合によって、恋 来い鹿足大作戦ということであって、婚活事業をやってきております。

そのときの参加者は、15名に対して、郡内の男性15名、郡内女性6名、他地域から8名といったような、遠くは関東のほうから、関西のほうから来たようでございますけれど。そういったことで、婚活事業でまとまったよという話もありますので、全く成果が出てないというのはないというように思っております。そういった中、議員がおっしゃいますように、この近回りでなしに、山陽方面にも顔を向けてやる必要があるのではなかろうかということでございます。

先ほど議員がおっしゃいました、津和野町が山口県と、これは観光を目的としての連携をやるということに聞いておりますので、これにつきましては、私どものほうには、島根県では津和野町にだけお声がけがあったようでございますけれど、私どもとすれば、今、益田市と津和野町と一緒に定住自立圏構想の宣言をしております、これがまた年間1,000万円ぐらいですか、交付税がいただけるわけですけど、そういったことも含めて、議員がおっしゃいますような圏域全体の経済成長のためには、生活関連機能サービス等連携協定を結びながら、圏域全体の取り組みをしろという御叱責があるというように思っております。

議員おっしゃいます総務省がまた行いました連携等につきましては、広島市が広島県内及び山口県内の周辺市町村のうちと、主に市内から60キロの範囲内ということでございますけれど、24市町で連携中枢都市宣言といったものを行っておるということでございます。

これは、先ほど言いましたように、経済のみならず、文化、観光、医療、教育及び行政など多くの分野で連携することができますので、この中に、吉賀町が60キロ圏域に入るかどうかということもありますし、また、県が違うのでどうかと思っておりますけれど、入れていただけるかどうかは打診してはみたいと思っておりますけれど、相手があることでございますので、そうしたことで仲間として一緒にやれるということであれば、今おっしゃいましたような婚活も含めて、経済、また

文化、医療、教育、そういった部分を含めて対応できるということでございますので、そのことにつきましては検討してまいりたいというように思っておりますのでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 総務省がやっておる事業につきましては、60キロ範囲ということと、前向きに打診をします。いろんな制約もあるようでございますが、前向きの返答でございますので、それはそれで果敢にやってほしいと思います。

津和野町、県境を越えて山口線の利用促進という目的もあるようでございますが、いわゆる交流人口ですね。そのことによって、私は交流することによって、いろんな出会いがあるだろうと拡大して結びつけるわけなんですけども、そういったことも、やはり検討し、やるべきだというふうに思います。

島根県が、婚活応援99企業ということで、島根県に登録した会社が99件、職場に対しての話なんですけども、そういうことも県を挙げて、県全体で婚活支援を、結婚の応援するというふうなことをして、人口減少、企業にとっても市場減少を歯どめをかけると、人材確保も取り組むというふうなことも、島根県もやっています。近隣の益田市でいえば、これは婚活支援ではないんですけど、結婚支援ということで、コガワ計画のドライビングスクール、あそこの会社が結婚したら何ぼあげますとかいうようなことも企業さんがやっておられますが、ここは、そういった企業も、まだ今のところはありませんが、やはり企業置いているのって何百人も人を使う、何人もっていうことになれば、やはりそういう支援もしていかななくては人が集まらないというふうなこともあるというふうに思います。

それと、これは、石見ネットで婚活支援に先進事例を学ぶということで、浜田で愛媛の推進員というのを招いて、ちょっと会議をやったといいますか、ハッピーコーディネーターというんでやったらいいんですけども、これは、愛媛の2人の方が、スタッフはまたいらっしゃると思いますが、8年間で1万組以上の方が、それを計算しますと、1年間で1,250組のカップルができたということで、当然人口も多い、114万何ぼおるようなところであると思いますけども、愛媛県でそういうことをやって、事例があるからということで、浜田市にお招きをして、そういう縁結びサポートセンターが初めて企画をして、そういうものと交流してこうこうしたというような例で、数字的に当てはめれば、当町が6,400人、そのこれ計算してみますと0.086%という計算、計算式ですよ、で言えば、1年間で約6組のことが、結婚ができるという割合の計算式で言えば、そういうことがあるんですが、そういったぐあいに非常に好展開しているところをお招きして、いろんなサポートをしてもらったり、いろんなことを知識を得るといことは、非常にいいことだなというふうに思っているわけなんですけれども、そういうことをやるといっても、なかなか単独では厳しいとは思いますが、そういった中で、大田市が、

女性の職員が市長に定住促進に向けて新事業の提案というのを提案しまして、婚活留学というのを職員がしたというふうなことが出ておりますけれども、それで、この婚活留学というのは、竹腰さんに、市長に報告をして、非常にいいだろうなということで、ユーチューブ等で配信するといった特徴も紹介しながら、おもしろい発想をして具体化、具現化ができるかというのを、市長がちょっと期待しておるといようなことが新聞にありましたけれども、職員の方もやはり男女の比率が3分の1も女性の方が、当町はいらっしゃいませんと思いますけれども、やはり基本的に女性と男性というのは身なりも違いますし、考え方の基本が違うわけですから、そういったところで、やはり女性の意見というの、国のほうでも、今、管理職の30%というような話もありますけれども、なかなか企業もそういったところも、なかなか30%というような数字目標を掲げてもできませんけれども、女性の意見というのを、やはり庁舎の中でも取り上げてほしいというふうに思います。

ということは、女性が一生懸命考えていることを、町長が取り上げないということではないんですけど、いい、私らが言っても、なかなかねということで、引っ込み思案になっているというふうなことがあるんじゃないかなということで、よその市町村の職員がこうだから、うちの職員もこうだろうということは当てはまらないかもしれませんが、女性は女性の視点、観点というのがありますので、職員の方が創造を発揮できるような機構改革もする必要が私にはあるような気がします。

目の前の仕事が本当に必要なのかどうなのかなということを含めて、本当にその目的を重視して資質を高める、やはり差別化の時代だと思うんです、差別化戦略で創造的に仕事を生み出すということが必要だろうと思います。

そういった意味で、1問目の質問も2問目の質問もごったまぜにもなりますが、やはり町というのは、民間、我々もですが、民間はアイデアがあってもなかなか資本金がないとかいうことで、そのものが事業展開ができない現実があるわけなんです。

そうすると、役場におきましてはそういうことではありませんので、そういった、先ほど言ったようなことを、私はやはり庁舎においては、特に人材を育成するということが第一条件だというふうに思うわけなんです、人材の観点で言えば、本当にいい素質を持った方がおられます。

一時期はやりました若者、よそ者、ばか者、若者というのは、気の若いことを言うんですよ。それで、よそ者というのは、多様性を持った人のこと、それで、ばか者といったら、本当に一途になれる人、そういったことが年齢を問わず、女性に特化して、私が女性だから言ってるわけなんですけれども、いい考えを持っている方がいらっしゃるから、年功序列のようなことをしないで、本当にその人が前向きに一生懸命考えているということにおいて、人材を育てるということが、この吉賀町において、そのことがものを生み、そして歳入に、お金につながってくるという

仕組みをつくっていかないと、こんな町は本当に人口減少、2040年ですか、4,000人になるよというふうな町になるだろうと私は考えますので、町長、その辺をどういうふうと考えておられるのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） また、広範囲で御質問でございますので、なかなかお答えしにくいんですけど、ああして女性の活躍できるようなということでございますけれど、これは当然、ああして一億総活躍時代という、国も言っておりますし、特に女性の活躍できる世の中をつくっていかうということでやっております。

町におきましても、やはりそういったことは当然すべきであろうというように思っておりますけれど、いわゆる少ない職員の中で、また限られた仕事の中でやるわけでございますので、それじゃ、若い方を引き上げて、いわゆる頭に据えるといったことで、果たして、それじゃ、その中がやれるかどうかということもありますし、1回上げたものをおろすわけにもいきませんし、やっぱりそういった人事については、慎重にならざるを得ない部分もございますし、機構改革ということでございますが、そこは改革といっても、やはり役場にある仕事は同じでございますので、いろいろ変えたにしても内容的にはほとんど変わらない部分をやる。

ただ、言われるように、女性の視点から、やはり住民サービス等についてはいろんな考え方もあるというように思いますので、そういったことを、いわゆる取り上げるといったことは必要だというように思っておりますけれど、あと何だったかいな、婚活か。

婚活につきましては、やはりいろんな機会が必要でございます。

以前、例えて言いますと、また、いわゆる言葉が悪いということで、私もここで訂正をさせていただいたこともありますけれど、やはり「蓼食う虫も好き好き」と言いますし、やはりたくさんのところへ出れば、いろんな性格の人、それがやっぱり合う人も合わない人もいるけど、たくさんいればやはりそういう部分もうまいぐあいにマッチングできる方もいらっしゃるというふうに思いますので、そうした婚活等につきましては、いろんな提案があれば、それに支援をしながら、そういった事業は拡大、活動させていく御支援はさせていただこうというふうに思っております。

また、この町を維持するためには、やはり人口が減少するということは非常に活力が減衰しますので、そういった意味で、少しでも人口減、ふやすというのはなかなか厳しい部分がありますので、いかに減すのを少なくするかということは、今も総合戦略の中でやっております。

そういった意味で、若い方への支援というのはやっていかなきゃならない、そういった中で、それじゃ、年寄りはいいいのかということでございますけれど、まして、高齢者に対しましては、財政厳しいときにタクシー券等を廃止したりしてございまして、今日に至っております。

全ての方にそういったものをということとは、いかがかと思いますが、そうした遠隔地にいらっ

しゃって、買い物等が不便といったような方には、それなりの支援といったものも必要になってくると思いますので、そういった総合的に対処していく必要がある。

これだけに特化してやって、それで人口が減少がとまるかといったことは、なかなかそうした特効薬はないので、そういった総合的に考えながら、強弱をつけながら対処していきたいというふうに考えます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） なかなか、これに特化したという特効薬みたいなものはなかなかないから、全国的に厳しい問題を抱えているわけですが、そういったところで、津和野町が昨年の11月に、町内に住む30歳から、女性を、女性会議というのをつくったというふうなことがありますけれども、あそこも500人いたものが、300、400人ぐらいに減ったというような、女性の20代の方ですね、そういった現象はここにも同じことが言えます。

そういったところで、町長は協議会とかを立ち上げるのがお好きでございますので、ぜひともこういった協議会といいますか、そういうものを婚活に関して、ぜひつくっていただきたいというふうに思います。

それと、1つだけ、私はいつも思うんですが、町長は頭がかたいというか、古くさいといいますか、やはり若い人を頭に持って行って、その下に年寄りをつけて仕事をさせるということが、果たしてどうかと、そういう考え方が本当にだめなんですよって言えばおかしいんですが、民間はそうじゃないですよ。

能力がある人は、能力は若くてもあるんですよ、そうしたことを、やはり女性もいい意見を持った方が、職員の方がいっぱいいらっしゃいますよ。

そういったことを助長してあげるといのが、やはり、世の中というのは、女性のほうが全国でも人数が多いわけですから、やはり女性の意見を十二分に反映させるためにも、それは男はできませんよ、女性じゃなくては。そういうところで、若い女性を、この間入った人を引き上げえということじゃありませんので、若い者を頭につけて、その下へつけて、古いのを使うという、そういう概念はちょっとやめてほしいなという希望がありますので、町長、どうでしょうか、それだけお答えして終わりますから。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員のおっしゃることは理解できますので、まず女性の意見を聞いて、今後また対処していきたいと、ただ、私どもが思うんでなしに、どういった御意見をお持ちなのかと、仕事に対して、そうしたことにつきましては、総務課のほうからでもいろんな御意見、それだけに、女性だけに限らず、若い男性なり、また中堅、また退職が間近いといった方々から、この職場のあり方というのは、どういった形がより住民サービスができるかといったようなこと

は、広く意見を聞いてみたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問は終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の一般質問の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦労でございました。

午後3時10分散会
